

## 平成29年第5回鮫川村議会定例会会議録目次

### 第1号（9月11日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
諸般の報告	5
村長挨拶	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
一般質問	8
京 條 英 征 君	8
遠 藤 貴 人 君	17
宗 田 雅 之 君	21
前 田 武 久 君	30
関 根 政 雄 君	38
報告第4号の上程、説明、質疑	51
議案第71号～議案第72号の上程、説明	53
議案第73号～議案第82号の上程、説明	54
監査報告	65
議案第83号～議案第92号の上程、説明	67
議案第93号～議案第96号の上程、説明	74
議員派遣について	76
散会の宣告	76

第 2 号 (9月15日)

議事日程	79
本日の会議に付した事件	81
出席議員	81
欠席議員	81
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	81
職務のため出席した者の職氏名	81
開議の宣告	83
議事日程の報告	83
議案第71号～議案第72号の質疑、討論、採決	83
議案第73号～議案第82号の質疑、討論、採決	84
議案第83号～議案第92号の質疑、討論、採決	86
議案第93号～議案第96号の質疑、討論、採決	88
閉会中の継続審査申し出について	90
閉会の宣告	91
署名議員	93

第 5 回 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

## 平成29年第5回鮫川村議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成29年9月11日(月曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第 4号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について  
提案理由の説明・審査結果報告・質疑
- 日程第 5 議案第71号 鮫川村振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第 6 議案第72号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第 7 議案第73号 平成28年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について  
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 8 議案第74号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について  
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 9 議案第75号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算認定について  
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第10 議案第76号 平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第11 議案第77号 平成28年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について  
提案理由の説明・審査結果報告

- 日程第 1 2 議案第 7 8 号 平成 2 8 年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 1 3 議案第 7 9 号 平成 2 8 年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 1 4 議案第 8 0 号 平成 2 8 年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について  
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 1 5 議案第 8 1 号 平成 2 8 年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について  
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 1 6 議案第 8 2 号 平成 2 8 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 1 7 議案第 8 3 号 平成 2 9 年度鮫川村一般会計補正予算（第 3 号）  
提案理由の説明
- 日程第 1 8 議案第 8 4 号 平成 2 9 年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）  
提案理由の説明
- 日程第 1 9 議案第 8 5 号 平成 2 9 年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 2 号）  
提案理由の説明
- 日程第 2 0 議案第 8 6 号 平成 2 9 年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）  
提案理由の説明
- 日程第 2 1 議案第 8 7 号 平成 2 9 年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）  
提案理由の説明
- 日程第 2 2 議案第 8 8 号 平成 2 9 年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）  
提案理由の説明
- 日程第 2 3 議案第 8 9 号 平成 2 9 年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）  
提案理由の説明
- 日程第 2 4 議案第 9 0 号 平成 2 9 年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第 1 号）

提案理由の説明

日程第25 議案第91号 平成29年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第26 議案第92号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第27 議案第93号 工事請負契約の締結について（村道新宿古殿線舗装補修工事）

提案理由の説明

日程第28 議案第94号 工事請負契約の変更について（楸木田配水池施設整備工事）

提案理由の説明

日程第29 議案第95号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（戸草辺地）

提案理由の説明

日程第30 議案第96号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（渡瀬辺地）

提案理由の説明

日程第31 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（9名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
5番	関根英也君	6番	京條英征君
7番	前田雅秀君	8番	関根政雄君
9番	前田武久君	10番	宗田雅之君
11番	星一彌君		

欠席議員（1名）

3番 北條利雄君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 大樂勝弘君 副村長 白坂利幸君

教 育 長	奥 貫 洋 君	総務課長	石 井 哲 君
住 民 福 祉 課	鏑 木 重 正 君	農 林 商 工 農 業 課 併 任 委 員 長	村 山 義 美 君
地 域 整 備 課	渡 邊 敬 君	教 育 課 長	鈴 木 守 弘 君
代 監 査 委 員 長	根 本 一 美 君	会 管 理 者 兼 計 納 室 長	古 舘 甚 子 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議 事 務 局 会 長	齊 藤 利 己	書 記	鈴 木 峻
-------------	---------	-----	-------

---

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、ただいまから平成29年第5回鮫川村議会定例会を開きます。

なお、3番、北條利雄議員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありました。

報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、斉藤利己君。

○議会事務局長（斉藤利己） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長、農業委員会事務局長、代表監査委員に出席を求めました。

村監査委員より例月出納検査結果、決算等審査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、出張関係であります。

8月10日、東白川地方町村議会議長会第2回定例会のため議長が棚倉町に、8月23日、福島民報社地域づくり交流会のため議長が白河市に、8月24日、福島県町村議会議長会町村議会正副議長・事務局長研修会のため議長が福島市に、8月30日、東白川防犯協会連合会定期総会のため議長が棚倉町に、9月1日、東白川郡森林組合合併50周年記念式典のため議長が棚倉町に、9月6日、国道289号江竜田工区整備促進に係る要望活動のため議長が福島市、白河市に出張をそれぞれいたしました。

以上であります。



○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

---

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第5回の鮫川村議会定例会の開催をお願いしましたところ、議案のご審議をいただきますことに厚く御礼を申し上げます。

また、一昨日の敬老会には皆さんご出席をいただきましたこと、御礼を申し上げたいと思います。おかげさまでさわやかな秋晴れにも恵まれました。皆さんの協力をいただきまして、高齢者の皆さんも楽しい一日を過ごすことができたのではないかと思います。御礼を申し上げます。

また、先ほどは、議長さんにおかれましては、福島県の町村議会議長会の理事としてのご活躍が認められ、会長さんからの感謝状の証書、まことにおめでとうでございます。議長さんは東西白河の議長会でもリーダー的な活躍をしているわけです。どうぞ今後とも、理事はおやめになられても、福島県の町村議会議長会の発展のためにさらなる頑張りを期待するところであります。

さて、ことしは5月から7月にかけて好天に恵まれ、稲作を初め農作物は順調に生育をいたしましたが、8月に入って記録的な長雨と日照不足に見舞われました。役場観測所のデータを見てみますと、降雨の日数が16日、このうち連続降雨日数が8月12日より23日までの12日間、月間の降雨量は124ミリで、1日の最大雨量が8月14日の20ミリとなっています。日照時間は月合計が33時間29分で、1日最大が8月26日の4時間7分、日照時間ゼロの日が11日間という気象状況でありました。8月前後の仙台市の連続降雨日数が36日間という報道もありましたが、本村の場合にはこれよりは状況がわずかではありますがよかったようでありませう。

また、気温が極端に低くなかったこともあり、水稻につきましては、一部にいもち病が見られるようではありますが、8月31日の東北農政局の作況指数発表によりますと、本県は平年並みとの発表があり、安堵しているところでありますが、ただ、鮫川村、高冷地であります。皆さんご存じのように、不稔現象、そんな稲が1割、2割見られるのではないかと思います。

まだ心配なところであります。

さて、今議会に提案しました平成28年度会計の決算につきましては、全会計が黒字となりました。一般会計が繰越明許費繰越控除額後で1億2,399万5,284円、9つの特別会計で5,505万2,288円、一般会計、特別会計合わせまして1億7,904万7,572円を次年度に繰り越すことができました。この決算につきましては、去る8月23日、24日、そして29、30、31日の5日間にわたり監査委員の決算審査を受けたところであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づく財政健全化を判断する比率についても審査をしていただきました。後ほど代表監査委員からご報告がありますが、いずれの比率につきましても国が定める早期健全化基準をクリアしているところであります。皆さん方のご協力に御礼を申し上げたいと思います。

さて、今定例会でご審議いただく議案についてであります。報告案件が1件、条例案件が2議案、決算認定案件が一般会計と9つの特別会計合わせて10議案、平成29年度の補正予算が同じく一般会計と9つの特別会計合わせまして10議案、そして工事請負契約の案件が2議案、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についての案件が2議案、合計、報告案件が1件と26の議案であります。

提案いたしました議案につきましては、十分ご審議をいただき、原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。

○議長（星 一彌君） これで村長の発言が終わりました。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村会議規則第120条の規定によって、

10番 宗 田 雅 之 君 及び

1番 遠 藤 貴 人 君

を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る9月4日、議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議をいたしました。本定例会の案件は、報告1件を含む村長提出議案27件であります。このほか陳情書1件及び要望書2件は、鮫川村議会運営基準130の規定により議員配付をいたしております。

次に、一般質問ですが、6名の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めました。

会期につきましては、本日9月11日から9月15日までの5日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月15日までの5日間と決定いたしました。

---

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

---

◇ 京 條 英 征 君

○議長（星 一彌君） 6番、京條英征君。

〔6番 京條英征君 登壇〕

○6番（京條英征君） 6番、京條でございます。

本9月定例会において、1点、道路舗装補修工事契約の辞退までの経緯についての1点を

質問させていただきます。

村道新宿・古殿線舗装補修工事を落札した業者が議会承認を得るべく開かれる臨時議会の前日に契約を辞退しています。前代未聞の事態である。このことは福島民報にも掲載されており、それはどういうことかと徐々に村民の関心の声があふえていました。辞退した業者が、3月1日に議長より村長に宛てて議会の総意として提出した要望書の1にある「ペナルティ基準を明確にした要綱要領を制定すべき」と要望した発端となった業者だからである。なぜにこの業者を入札に参加させたのか、排除できなかったのか、選考委員の考えはどうだったのか等の声である。

しかも、公告では辞退できるのは開札の前日までとしているにもかかわらず、辞退を申し出てきたのは臨時議会の前日である。会社の都合によりだけの理由で辞退を認めたこと自体が重大である。社会通念上、そのような理由が通用しないのはむしろ常識であろう。特に、今まで数多くの村発注の公共工事を請け負ってきた業者であるだけになおさらである。

今回の事態によるペナルティーは相当な長期間に及ぶべきであると考えます。辞退した業者が施工した鍬木田配水池の工事遅延問題にまでさかのぼってただすことになるので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 6番、京條議員の質問、道路舗装補修工事契約の辞退までの経緯についてのご説明を申し上げます。

最初に、本路線における入札で採用しました条件付き一般競争入札の制度についてのご説明を申し上げます。

対象となる工事ではありますが、本村におきましては、予定価格が5,000万以上の工事としております。ただし、特殊な工事など、条件付き一般競争入札に適しない工事についてはこの限りでないとしております。

次に、入札の参加資格であります。1番目に、鮫川村の工事等請負有資格者名簿に登録されていること、2つ目に、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないものであること、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、括弧として、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、2番目に、破産手続の開始の決定を受けて復権を得ない者、3番目に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32第1項の各号

に掲げる者としております、3番目に、鮫川村建設工事等入札参加資格制限措置要領による入札参加への制限を受けた場合において、その制限の期間を経過していること、4番目に、会社更生法に基づく更生手続または民事再生法に基づく再生手続中のものでないこと、5番目に、建設業法の規定による建設業の許可を受けていること、6番目に、工事ごとに定める要件を満たしていることとしております。

6番目の工事ごとに定めた要件を満たしていることにつきましては、入札の公告において条件を明示しておりますが、この件の入札につきましては、平成29年、30年度福島県有資格者の名簿の舗装工事においてAランクの者、福島県の県南建設事務所管内または県中建設事務所管内に本店、支店または営業所を有しているか、県内に本店があり、鮫川村平成29年、30年度工事等請負有資格者名簿に記載されて委任先があること、福島県において競争入札への参加制限を受けていないこととしております。

この入札制度は、役場の掲示板及び村のホームページ上に掲載して広くお知らせすることにより、多くの皆さんに競争させ、最も有利な内容を持つ者を契約の相手方としようとする制度でありますので、請負業者にその意思があり、参加資格に該当していれば、入札に参加できるわけであります。入札に参加する請負業者を指名して入札を行う指名競争入札制度とは大きく異なっております。

また、条件付き一般競争入札においては、村の請負業者等選考委員会が関与するのは工事種別における格付等級のランク決定と参加業者の所在地についてのみであり、請負業者を指名することは制度上あり得ないことであります。

次に、契約の辞退についてご説明を申し上げます。

議員ご指摘の公告で辞退できるのは開札の前日までとしているにもかかわらずについてありますが、公告しておりますのは入札の参加申し込みをした後の入札の辞退であり、契約の辞退ではありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、契約辞退の理由であります。都合によりであります。この理由について聞き取りをしておりますが、現場の技術者の配置が困難となったということでありました。業者側の都合で辞退したいという届け出でありますので、それを慰留しないことのほうが私には一般的ではないかと思っております。

次に、ペナルティーの問題であります。鮫川村建設工事等入札参加資格制限措置要領の規制に基づき、村請負業者等選考委員会において審査をした結果、要領別表第2表第7号の規定に該当するものとして、運用基準に従い2カ月間、平成29年8月7日より29年10月6日

までの入札参加資格制限としたところであります。

以上申し上げ、工事契約の辞退までの経緯についての説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 正直なところを申し上げますと、予想されたとおりの答弁でありました。その入札に参加させたということの資格は、私もそれも全部承知しております。読んでおりますので承知しております。

ただ、その契約辞退がなかったら何もなかったかもしれませんが、契約辞退の異常性について、ただいま答弁いただいたのに重複するかもしれません。それから厳しい質問をさせていただくこともあると思いますけれども、契約辞退の異常性などと、それから再発防止のためにこうしたらいんじゃないのかなということをもた新たに幾つか上申いたしましたので、そこは再発防止につなげていただきたいという観点からですので、ご理解をいただきたいと思います。

まず、契約辞退の異常性についてであります。

ただいま答弁いただきましたけれども、会社の都合、当日というか、辞退してきた理由を聞きましたところ、会社の都合によろしか業者は言わなかったということでもありますけれども、今、技術者の不足、それを認めないことのほうがむしろ不相当だとそういう答弁でありました。それはそれで信じたとして、それは胸におさめたとして、過去に村の一般競争入札で、仮契約まで結び、本契約直前になって業者側から契約辞退されたというケースは今回が初めてでしょうね。

〔「はい」と言う人あり〕

○6番（京條英征君） やっぱりそうすると、今まで前例のない、今回の事態は過去に例のない異常事態であったということは確かですね。議会の前日に突然業者から契約辞退の申し出があったわけですがけれども、契約辞退の差し迫った重大な理由というのは今答弁でいただきました。それは、そのときに、恐らくは口頭、あるいはちょっと答弁の中には入っていませんのでわかりませんが、例えば文書による辞退の理由みたいな提出は求めなかったんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ただいまの質問であります。まず議員ご指摘のとおり、この異常性はそのとおりであります。鮫川村は本契約に入って後の解約は今まではありませんでした。ただ、いろいろと問題の業者でありましたものですから、そういったことを、特に本社は立

派な事業だったんですが、今度の皆さんで、あの鍬木田配水池の問題が営業所の関係したものですから、その営業所の出入りがちょっと目立った。この営業所についてはしばらくの間ご遠慮お願いしたいというそういう旨はお話ししてきましたところ、そういったことがあったものですから、これはいかななものかというこちらの都合だけは話をさせていただきました。こういったことで契約辞退の文書は取り交わしております。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 異常な事態でありますから、村長も相当に苦慮されたであろうとは推察いたします。この前の臨時議会の前日に、当日の朝に会社の都合だというだけでしたということでしたから、これは重大なことかとそう思っておりました。先ほども申しましたけれども、技術者がそうなった。公共工事の契約というのはすごく重いものだと思うんですね。ですから、そのときにある程度の辞退事由は、私たちに説明するところでしてほしかったなと思います。例えば東日本大震災のような誰もが納得するような具体的な理由があるのであれば、これは文書で求めるとか、それもなくてもよろしいと思いますけれども、今回のことで私が心配するのは、今回のことが悪しき前例になる心配があると。今後、村の工事発注に困難が生じないといいがなと、そう願うばかりであります。

公共工事の入札は、先ほども答弁にございましたけれども、公共工事の入札、契約は軽いものではないのですね。具体的に理由を記した契約辞退の書面提出は求めなかったのですかということについては、もうこれでわかりました。ただし、口頭でしかも会社の都合だけの理由で認めてしまっただけでは、議会どころか村民もほかの業者の理解を得るのめんどくさいと考えたので、こういう質問をさせていただきました。

平成12年に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が制定されています。特に第3条第1項では、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性が確保されることと規定されています。ですから、つまり行政には、議会、村民に対する説明責任があって、高い透明性が求められているので、今回の質問に加えさせていただきました。

今回の公告第33号では、入札に参加する者に必要な資格の確認及び申請書の受付という項目があり、必要な資格の有無について確認を受けることと定めています。先ほどの答弁にありましたから、それも全部クリアしているということでしょうけれども、今回はどの機関が行ったのか。例えば業者選考委員会なのか、あるいは確認していない、まあ確認はしているということでしたけれども、確認しているとしたら、鍬木田配水池の工事で議会の総意として議長名で要望書を提出した発端となった業者であることを委員の皆さんは理解もせず、ク

リアしているからむしろ、理解もせずむしろ無視していると考えざるを得ないと思います。

私は、管理職員だけではなくて、いわゆる業者選考委員会委員長である石井総務課長、それから副委員長である地域整備課長、それから各委員である各課の課長さんたちだけじゃなくて、役場の全職員が要望書の内容も理解し共有していると信じていました。今回の事態は、業者を排除する規定がないということでしたから、それも耳を疑います。だから、要綱、要領は早急に整備せよと申しているのです。議長名で提出した要望書は、いつでもいいですよと言っているのではないのです。それは承知しているのでしょうか。

それから、ペナルティー基準を明確にした要綱、要領ということですがけれども、ペナルティーのことは今お聞きしましたので、再度はお聞ききしませんけれども、県やほかの自治体の要綱、要領を参考にすれば、3月に提出して既に6カ月たっています。これほど長い期間は要しないはずだと私は思います。

長く質問を続けてしまいます。

法律で定めている契約内容の透明性、業者間の公正な競争等の規定に照らし合わせても、議会として求めたペナルティー基準を明確にした要綱、要領の制定は急ぐべきであったと私は思います。何で私がそういうことを申し上げるかということ、契約を誠実に履行し仕上げた業者とそうでない業者を評価する村の基準、ルールがなければ、公正な競争が損なわれ、結果として村民の不利益イコール村の不利益につながるのではないかと心配しています。正直者がばかを見るのではなく、正直者が報われなくてはならないと思います。いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まずは、鉾木田配水池の遅延工事につきましては、本当に大変ご迷惑をおかけしました。ただ、この事業者は、過去には鮫川村の住宅あるいは道路等では立派な事業を遂行してきた事業者でありました。あの場所は、議員もご承知のとおり、大変急進な難儀な工事であったわけです。そして村でも、2カ月ほど、その遅延の理由の原因の一端は村の責任でもあるわけです。こういったことを説明したとおりでありまして、ただ、皆さんからの件に対しまして要望書が2月に出されました。こういった業者に対してしっかり管理監督して責任を十分発揮できるようにというペナルティーの基準であります。この基準はことしの29年4月1日付で策定をさせていただきました。後に新しくできた要綱、要領集は議員にご報告をさせていただきます。

こういったところで、今後はこういった事案が発生しないように気をつけて、もちろん現



場の責任ばかりでなく、管理している私たちの責任にもなるわけです。

そしてもう一つ、今回の一般競争入札の入札をした業者の資格審査であります。これは担当課で、地域整備課で課員でもって、課長以下係員でもって審査をさせて、これは要綱、要領どおり審査をさせていただきました。そうだよ。

〔発言する人あり〕

○村長（大樂勝弘君） すみません、開札の時点で資格審査があるものですから、この開札の時点では各課長さん方が列席をしておりました。開札の時点での審査のとおりです。そういうことでご理解いただければと思います。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 鮫川村請負業者選考委員会規定で定めている選考委員会の委員長の石井総務課長、それから副委員長である地域整備課長ほか委員である各課の課長一人一人に考えを聞きたいと思っていたのですが、それは今の答弁で、一人一人に聞くのはやめます。

石井総務課長にちょっと聞いてよろしいですか。

再発防止という目的で1つ質問します。きょうは村長にお聞きしてみようと思ったんですが、せっかく質問準備していましたので、聞いてみます。

福島県では、県が発注する建設工事等入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱を定めています。この要綱では、業務に関し不正または不誠実な行為をした業者や契約違反、故意等により粗雑な工事をした業者に対し、工事の入札参加を一定期間認めないという排除規定を定めています。これらは今度の要綱、要領には定めているんだと思いますけれども、もし定めていないとしたら、県の要綱を参考にすればすぐにでもできると思いますが、総務課長、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 石井総務課長。

○総務課長（石井 哲君） それでは、お答えいたします。

先ほど村長からも話があったかと思うんですが、平成29年4月1日に今回の事態を受けまして鮫川村建設工事等入札参加資格制限措置要綱というのを定め、あとお示ししたいと思うんですが、それによって細かく定めておまして、その部分については関係機関のところも参照させていただいておりますので、十分にそれに対応できると考えております。

それと、先ほどの要件の関係なんですが、それは鮫川村条件付き一般競争入札実施要綱で入札参加に関する資格要件について定めておりますので、基本的にチェック項目で審査委員会のほうでその要件をクリアしているものについては、参加資格上は何ら問題ないというこ

とで対応しているところであります。ということで、よろしいでしょうか。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） ありがとうございます。苦しい選択ではあったのかなとお察しします。

ちょっとまた離れるわけではないんですけれども、そのことはやめて、鍬木田配水池の件では、私自身も終わったとほっとしました。これは蒸し返しではなくて、これはたださなくてはいけないと思った事実が幾つもあったので、ぜひこれを真摯に受けとめていただいて、今後の運営に活かしていただけたらと思って質問させていただきます。

この規定を遵守していたら今回のような一連の不祥事は防げたのではないかと残念でなりません。何度も同じ法律を持ち出して申しわけないんですが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条を読みます。

地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表という条項がありました。具体的に、工事着手の時期及び工事完成の時期、契約金額等の変更をしたときは、その変更の理由を公表しなければならないと定めていました。しかも、これが大事なんですけれども、公表は公衆の見やすい場所に掲示、または公衆の閲覧に供する方法で行わなければならないと規定しています。

鍬木田配水池の件では、この規定による完成工期の変更の公表はしておりませんよね。私は、こうですよ、だからこう思いますよなんて言っているのではなくて、法律で定められていたのです、法律に基づいてただしています。関係する法律は遵守すべし、熟知すべし、特に入札に関してはと申し上げたいのです。

鍬木田配水池の工事遅延の問題では、工期がおくれそうだ、補助金を受けられなくなりそうだ、その時点でスピード感を持って公表すべきだったと思うし、それを議会にも報告すべきではなかったかと思います。そうすれば、公表することによって、どうしなければいけないかというそのなすべき対応を誤らないで済んだと思うのですね。ですから、そうすれば不祥事は防げたのではないか、全く問題にもならなかったんだと思います。

もう一度、再発防止に努めてほしいので触れさせていただくんですけれども、先ほどの公表の規定同様、もしかしてそれ以上と思われる規定が鮫川村工事請負契約約款にありました。続けて質問してまいります。

26年、28年、29年と改正されておりました。存在もその内容も理解しておられたと考えます。その約款の総則には、日本国の法令に準拠するものとして、発注者、受注者ともにその約款に基づき、日本国の法令を遵守し、契約を履行しなければならないと村が定めているん

ですね。約款に定めています。

約款の場合は膨大なので、関係する部分だけを要約して申し上げますけれども、契約の履行遅滞の場合における損害金を定めた第42条には、受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は受注者に損害金の支払いを請求することができるかと規定しています。ですから、それに基づいて請求したんだとは思いますが、それらは当然に発注者と受注者間で協議するものであるが、その鮫川村の約款の49条にあっせん又は調停という項目がありました。協議が整わなかったときは福島県建設工事紛争審査会のあっせんまたは調停によりその解決を図ると村の約款に定めていたのです。あっせんによって解決する見込みがない場合は、審査中の仲裁判断に服するとしていました。仲裁裁定の申し立ては双方ともできないということです。重んじるということです。

私は何も再度損害金額を請求せよと申しているのではないのです。審査会は公平に判断しますし、損害金額が幾らになるのか公正な判断の上、仲裁裁定金額が示されるのであるから、鮫川村の工事請負契約約款に準じた請求をするべきではなかったのかと思うのであります。そうすると、過疎債分ですよね、地方交付税措置分ですから。それから、遅延日数につき年2.7%の割合で計算した額の延滞金も仲裁裁定金には含まれるそうです。ですから、1,285万4,000円だけではなく過疎債分の833万円入れて約2,000万超、それだけではないのです。

私が申し上げたいのは、事細かく申し上げましたけれども、もし今後このような事態が発生した場合は、行政としてルールに基づいて解決するべきではないかと、法にのっとり解決するべきではないかと提案したいのです。いかがでしょう。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ただいまの京條議員の再質問であります。私は人はやはり心だと思えますよね、会社も事業も。私は今度の工事の遅延に関しては村側にも事業者にも双方に責任があると認識しております。こういったところに本当に良心的に、私はその責任を負ってくれた事業者に対して本当に申しわけないと思っております。ただ、現場の責任者がいまいちその責任感覚がちょっとずれていた、そういったことにこの大きな原因があって、過去の事業を評価したときに本当に立派な業者で、鮫川村も長くお付き合いをしたいな、そういった思いをお話しさせていただいて、今回の裁判を経ないで話し合いでの和解に持っていただきました。こういったことも一つの方法かなと思っております。これが私はとても大事な、お互いに思いやる心が私は大事なのではないかと思います。

こういったところで、これから先も、皆さんご承知のとおりであります。現場の責任者に

は大変問題があったけれども、ああいった現場を持たせた会社側にもそれは当然責任があるとは思いますが、こういった過去の実績を評価しながらおつき合いをいただければと、そういうことで今回の判断をさせていただきました。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 時間も差し迫っているようでありまして、私も質問することは大体終わりましたので、村長の今回の対応は非常に、人は心というそういうのが前面に出たということですから、それは認めたいと思いますけれども、ただ、二度とこういうことが起こらないように十分に心して行政に当たっていただきたいと思います。

一つ、これは評価といったら生意気になりますけれども、8月7日付公告第33号、再入札の条項を追加していました。これは一つは評価だと思います。それに伴って、財務規則に再度公告入札条項をもしかしてなければ追加していただきたいとか、あるいは一般競争入札心得というのが村にはありません。指名競争入札心得はありますけれども、ないので、それも急いで制定するべきではないかと提案させていただきました、今回の質問を終わります。

ありがとうございました。

---

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤貴人君。

〔1番 遠藤貴人君 登壇〕

○1番（遠藤貴人君） 第5回9月定例会におきまして、次の1点について質問させていただきます。

民間学習塾連携の今後についてということです。

文部科学省は、2013年11月に学校教育法施行規則を改正し、学校と地域や企業などが連携して行う土曜日の教育活動を推進しました。これにより全国で公立の学校と学習塾の連携が加速し、現在では学習塾に要請して、放課後や土曜日に任意参加の補修を行う学校も多く、児童や生徒全員が受ける日々の授業に学習塾の教材や指導を取り入れる学校がふえています。

平成28年6月議会において、教育環境向上のための具体的な施策として質問をさせていただきました。ことしの7月31日から4日間、教育委員会主催でのサマースクールとして英数2教科を計8時間、民間塾補習授業を希望者に実施したところ、中学3年生全員から参加がありました。全員参加の結果が示すように、保護者や生徒から非常に関心の高いことがうかがえます。期間中、私も授業教室へ伺わせていただきましたが、教育長、教育課長が現場に

おられました。この事業を通して感じた問題点と課題点があれば伺わせていただきます。

また、私はこの民間塾補習授業について、放課後授業や土曜日授業での通期開催を強く望みますが、来年度の事業実施に関して教育長のお考えがあれば、あわせて伺わせていただきます。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 1 番、遠藤貴人議員のご質問にお答えいたします。

まず、鮫川中学校3年生に対しサマースクールを実施しての感想と課題と思われるものを3つ申し上げます。

1 点は、中学3年生の生徒が不得意とする英語、数学の2教科の授業で外部の塾の先生から真剣に学ぶことができ、動機づけにはよかったかと思っています。これを契機に自分の学習の短所を知り、それを補おうする学習意欲が育てばよいと考えています。

2 つ目は、本村では確かに既存の塾に通うには保護者の経済的な負担、これも大変です。このサマースクールを通して学校の教師以外の人から公費で学ぶということ、ともに生徒には新鮮ではなかったかと感じています。

3 つ目は、中学生はもちろんのこと、子供たちの学習は教師以外から学ぶことが少ないので、地域の人々にも応援できる体制づくりの学習指導要領の狙いとする主体的な学びができるようにしたいと考えております。限られた時間の中で効率的に覚えるという学習になりがちですが、深い学びができるような体制も整えてまいりたいと考えています。

2 番目のご質問のお答えとなりますが、皆様方のご賛同が得られれば、次年度以降も学校の授業とあわせて相乗効果があらわれるように計画し、実施の方向で検討を考えています。全員参加を前提に考えるとすると、スクールバスの利用、部活動、生徒への負担など本村特有の諸事情を考慮し、広く意見をお聞きしながら検討してまいりたいと考えています。

以上、1 番、遠藤議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 1 番、遠藤君。

○1 番（遠藤貴人君） 総合的な学習の時間を初めとして、各教科で調べ学習など思考力をつけることを目指した学習内容が多く盛り込まれ、完全学校週5日制実施とともに、学習内容や授業時間を削減するゆとり教育をスローガンとする学習指導要領が過去に成立しました。ゆとり教育の理念や方向性に賛同する識者の方は多数存在しましたが、その後に新設された

教育再生会議において、初めてゆとり教育の授業時間が問題視されました。授業時間の10%増、必要に応じては土曜日授業の復活などが盛り込まれ、授業時間数の1割増が明記されました。それまでの内容を縮小させていた流れとは逆に、内容を増加させた学習指導要領が施行されたわけです。

こういった一連の教育業界の流れを受けて、客観的に教育長自身が何かお感じになっていることがあればお聞かせ願います。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 1割削減ということでございますが、私も教員ということで長くこの会議等に関心を持っておりました。ただ、実際に学習指導要領というのは日本のトップレベルの方がつくるわけですけれども、過去に土曜、日曜日の2日間学校が休みになったことがありました。これは昭和から平成に移るころだったと思います。このときのことを改めて資料を見てみますと、旅行業界から、お父さん、お母さんが休みになっても子供が土曜日学校では旅行もできないというようなことがありまして、この学習指導要領につきましては、本当に簡単にいかないものだと思っています。

ただ、数の上で学習というものを考えるのではなくて、今、先ほども申し上げましたけれども、子供たちはいろいろおります。幅広い子供たちでございます。学習時間を削減しても大丈夫な子供と、それから、いや、それではだめだという子供も確かにいるはずですが。残念ながら、日本ではそういう研究が全くなされていない。そんなことで私たちも大変苦慮しているところですが、時数だけでは解決できない問題です。やはり学ぶほうも、それから家庭も、それから教育界も、3者が本当に力を合わせていかなければこの問題は解決できないのではないかなと私はそう思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） ゆとり教育によって学力の格差が生まれたということも言われております。それは何でかと考えたところ、やはり学習状況調査で学力の二極化が顕著にあらわれて、学力の底上げを求められた自治体が学習塾との連携を図る動きを見せ始めて、実際にそういった自治体も現在日本に多数あります。学力の格差、二極化といったものは経済格差も関係しておりまして、経済的な理由で学習塾に通うことができない子供にも学習の機会を同じように与えることで学力の向上を図ろうということであろうかというふうに思っております。

また、保護者から学力向上への強い要望がありましても、学校の教員は非常に業務量が多いわけでごさいます、補習授業まで補完する時間が物理的にとれないといった現実もあるかというふうに思っています。それを解消する幾つかある中の一つの方法、一つの策として、学習塾と連携して補習授業を行うといったことも方法論の一つとしてあるのかなといったところであります。

もちろん教育長おっしゃるように、時間数だけじゃないんだ、時間をかけなくてもできる子もいると、多岐にわたるといってお話でありましたけれども、全くそれはそのとおりでございまして、学習というものはもちろん総合的に進めていかなければいけないものではあるというふうに私も思いますが、一つの方法として、例えば学習塾から派遣された講師が希望者を対象に補修を行い、運営費を自治体が補助し、小学生は月に1,000円程度、もしくは中学生は月に2,000円程度など、そういった学習塾に通うよりも安い金額で補修を受けられるように整えていくということは、そういったことは私たちが考えていかななくちゃいけないことの一つなのかなというふうに思っております。生活保護などを受けているご家庭もあるでしょうから、そういったご家庭は全額免除といったこともいいのではないかとこのように考えています。これにより、経済的な理由で学習塾に通うことができない子供にも学習の機会を与えることが実際可能となることというふうに思っております。

とはいっても、学習塾が、教育長おっしゃるように、学校の学習指導に踏み込み過ぎないように、学校側があくまでも主体性を保つ必要はあるかというふうに思っております。学習塾側は学校側の指導方針とそごを来さぬよう、うまく両者を調整していくことが必要であります。懸念されるこうした幾つかの問題点を、教育委員会がイニシアチブをとりながら制度設計していく必要があるかというふうに思いますが、そういった教育委員会がイニシアチブをとって進めていくといったことに関して、教育長自身、もしお考えがあればお答えをお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 村では小学校、中学校2校、青生野は統合ということになりますので、2校ということになります。そこで当然、教育委員会が小学校、中学校との連携、こどもセンターも含めて連携をとって、子供たちが本当に自信に満ちて大人になっていく、そういうことは当然考えております。見える形で教育委員会が、校長、学校の意見を取り入れながら、イニシアチブは当然とってまいります。

以上であります。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 学生時代にもう少し勉強しておけばよかったなと思うのは、ここにいる全員が思うところではないかなというふうに思っております。当然私もその一人でありまして、恐らくこういったことはどこまで突き詰めてもなくなるということはないのかもしれませんが、そういった後悔が1つでもなくなるよう、まずは我々が大きく生きていくと、そして子供を含めた村民全員が夢を描いていけるふるさと鮫川の創生をしていかななくてはならないといった気持ちを共有いたしまして、今般の私の一般質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（星 一彌君） ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前11時03分）

---

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

---

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 平成29年第5回9月定例会において、2点について質問をさせていただきます。

まず1点目、入札参加資格についてお伺いいたします。

世界的な異常気象により、多くのところで想定外の災害が発生し、とうとい命が奪われております。村でもいつこれらの災害に遭遇するかわからないのが現状であります。災害が起きたときにいち早く対応できる地元の企業の存在は大なるものがあるのではないのでしょうか。

そのためにも、地元の企業を育てることは大事であり、その一環としての現在の一般競争入札の参加資格であります工事費の5,000万以上の引き上げも必要であると考えますが、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕



○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員のご質問、入札の参加資格についての質問にお答えを申し上げます。

一般競争入札制度につきましては、平成19年4月に鮫川村条件付き一般競争入札実施要綱を定め、以来、要綱に沿って入札を執行しているところであります。

さて、平成27年12月議会定例会でもご説明申し上げましたように、本要綱が制定された背景については、公共工事の入札及び契約の適正化について、従来より必要な改善措置を講じるよう総務省、国土交通省等から要請されてきたところであります。特に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が平成13年4月1日に施行されてからは、同法の厳正な運用について要請されてきたところであります。

一般競争入札の拡大及び総合評価方式の拡充を進めるに当たって、不良あるいは不適格業者の参入、経営力に比した過度な入札参加の増大等の課題や、総合評価方式の拡充によって技術提案を審査する発注者の負担の増大に対し、適切に対応していくことが非常に重要となることから、その適正な運用を図ること、また、一般競争入札ですと、指名した業者は全て適正な資格審査を経ている業者となるわけですが、そうでない一般の競争入札とした場合には、村との取引が初めての業者も参入するというか、その辺が慎重な審査が必要となってくるわけであります。適正な施工の確保を図る観点から、工事の成績評定、資格審査の強化を図るとともに、工事成績評定の要領の策定、工事成績評定や資格の審査のための業務執行体制の充実に努めることなども要請されております。

さて、ご質問の予定価格の5,000万を引き上げるなどの見直しが必要であるのご提案であります。金額の設定については、本要綱を制定時において周辺各自治体との例を含めて検討させていただいたものであります。近隣町村の設定金額について調査いたしましたところ、埴町だけが1億円以上となっております。ですが、これにつきましても、町の発注基準が5,000万以上の工事については指名業者の格付基準でAランクとなっていることから、状況的にはまるっと変わらないと判断されています。

このようなことから、現段階においては現行のまま執行してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いするところであります。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 県の入札資格、一般土木はBランクの業者3,000万以上1億以内、Bランクの業者も入札参加可能になっていると思います。鮫川でBランクの一般土木の資格を持っているのは3社あると思います。それらを参考にした場合に、私はいま少し、近隣町

村も確かにあると思いますが、県のそういう参加資格Bランクの金額を参考にして、いま少し引き上げてもいいのではないかなと、そういう思いで今回質問しております。その点について再度お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、鮫川村ではAランクの業者が舗装工事と建物工事で1社ずつしかいないんですね。建設業者は5社あるんですけども、舗装でAランクの業者も1社、あと建物のAランクの業者が別に1社、ですから、別々な業者が舗装と建物とあるわけですが、この5,000万以上をBランクにした場合ということは、恐らく今の段階では3社が挙がると思いますけれども、果たして自社でできるのかというそういう能力もあります。この辺が心配なところではありますが、まず5,000万以上の工事をせめて鮫川の業者、3社ぐらいです、道路に3社、建物に、住宅に3社ぐらいあれば適正な競争も図られるのではないかと考えておりますが、何せそういったことで1社ずつであります。

この資格を取るのには難儀なんですね。年間の仕事の請負金額もあるんですね。こういったことで、発注量の少ないこの村からAランクの業者をそれほどつくり出すということは、業者の皆さんも容易でない。郡内あるいは県南地方に多く手を挙げて参加しないと、なかなかこういったAランクは維持できないということになります。

その辺、また私の考えはそうですが、今、担当課より、Bランクを5,000万以上の工事に参加させてはという質問でありますので、担当課の課長より意見を、考えを述べさせていただきたいと思います。

課長、ちょっとお答えいただけますか。

○議長（星 一彌君） 渡邊地域整備課長。

○地域整備課長（渡邊 敬君） Bランクまでが入るように引き上げるということでもありますけれども、今、議員からもありましたとおり、一般土木ですと、今、たしか記憶ですけれども、一般土木で3,000万か3,500万でBランク以上、舗装ですと5,000万でAランク以上だったかなというふうに記憶しております。村としましては、それに準じてやっておったわけですが、それを制限の予定価格を引き上げる、それで村の業者さんの参入を促すということについては、可能であろうかとは思いますが、ただ、今の段階で、先ほど村長が申し上げましたとおり、そこまで技術力とかについてもまだついていない部分もあるというふうには思いますので、あるいは下請として技術力を上げていただいて、そして技術力がついてから元請と、ランクを上げて自分で元請となって、村のそういった工事を請け負う

ということもいいのではないかなというふうには考えております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） Aランクは恐らく点数で1,145点以上だと思いますね。それで、村の恐らく3社の業者の評価点数、これは恐らくそれより30点から40点くらいの間だと思います。その点数を引き上げるのに、やっぱり育てるしかないんですよ。育てるのにはどうするかということなんですよ。

そういう一般競争入札の参加資格を与えて、評価してもらって、企業が拡大することによって雇用も拡大します。あと、評価の中には、若者の雇用、身障者の雇用も評価点数の中に入っていると思います。企業を拡大しないことによって若者の雇用もできないし、そういう身障者も使うことができない。そういうもろもろの条件が、もちろん企業の規模もあります、実績もあります。そういう実績づくりとか採用条件づくりとかというのは、やっぱり使って評価を上げるということなんですよね。それによって点数が上がってくるんですよ。その二、三十点の穴埋めというのは大変だと思いますけれども、企業の努力なんですけれども、そういうのは使うことによって可能だと思います。

あとは、今、1億以上の事業という話が課長から出ましたけれども、現在ある業者は1億以上の仕事を村外でやっています。それはできないというのは、ちょっと私は三角マークだと思います。再度その点についてお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、参考までに、鮫川村の土木工事ではAクラスいません。Bクラスは854点以上です。これは3社おります。あと今ほど申し上げましたように、舗装補修工事のAランクは932点以上です。これは1社。そして建築工事のAランク948点以上、これも1社。

こういったことで、大変皆さんにはご苦勞をおかけしているわけですが、鮫川村、ご承知のとおり、今、村全体で5社です。入札の際に果たしてこの5社で適正な競争が図れるのか、私はかなり厳しいと思っております。ですから、常に東白川郡内の業者に参入していただいて、事業によっては10社程度で競争を図っております。これは適正な競争を図るための一つの私の手段であります。こういったこともご理解いただきたいと思います。

村内の業者の育成もとても大事なことです。ですが、その前に村内の業者もしっかり技術を身につけて、こういった点数、目の前に点数の制度があることは承知の上ですから、こういったことに挑戦をしていただければと思います。商工会もその辺しっかりと業者の指導に

当たっていただいて、Aランクの業者が3社ぐらいできれば、それこそ村内だけで競争を図っていきなとそういう思いでおりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） チャンスを与えるということは、私は仕事をある程度与えなきややっぱりチャンスもできないものだと思ひております。

また、現在、インフラ整備、これは全国的に災害対応、直接インフラの維持管理を担う能力のある企業が年々零細化、小規模化して、インフラ整備に大変苦慮している事態が発生していると思ひます。村でも少子高齢化に伴って、年々最低限の社会の維持管理が困難になってくるのではないかとそういう思いでこういう質問もしてあります。そのために私は地元企業、緊急事態の場合に一番早急に対応できるのは地元企業であると思ひます。

あと、除雪に関しても、やっぱり村外業者、これは県内一斉に雪降った場合は、鮫川だけ降るわけじゃなくて県内、福島県なら福島県に一斉に雪は降るものと私は感じてあります。そういうときに村外の業者が村の道路に来て雪を除雪してくれるかと考えたときには、なかなか村外の業者では無理だと。

地元の業者がなくなったら除雪もインフラ整備も困難になり、もちろん若者が年々少なくなっているわけですから、そういうインフラ整備が困難になってくるのではないかとそういう思いで、地元業者を育ててくださいと、そういう思いで質問してあります。その点について、村長、再度お答えをお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、私は常にこう考えているんですけども、鮫川ほど地元業者を大事に仕事を発注している町村はないと思ひます。本当に皆さん、鮫川の仕事だけで十分今の規模ではやっていけるのではないかと思ひます。それと、ぜひ議員の皆さんも、毎月の入札等でご承知かと思ひますが、しっかりその辺も見ながら、鮫川村は5件ですからね、5件の建設業者に十分配慮して仕事は配分しているのかなとそういう思いでありますので、その辺ご理解をいただきたいと思ひます。

あと、本当はあと5社ぐらいあったほうがいいと思うんですけども、なかなか容易でなひです、働き手もないようですから。5社を大事に、そして皆さん切磋琢磨しながら大きくなっただきたいと今指導しているところであります。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） あと一つ、企業が育つことによって、企業が拡大することによって、

雇用の問題も発生すると思いますね。今の既存の建設関係の企業で働いているのは、私は四、五十人はいるのではないかと考えております。四、五十人の給料体系、これを払って企業がやっているわけですが、私は企業を個人的に助けろとか、そういう思いも若干は、それはないと言ったら嘘になりますから、ありますけれども、それ以前に、そこに働いている人を助ける面においても、これ本当に大事な雇用の場なんですよね。まして、建設業と縫製関係は村で一番雇用の多い場所なんです。そういうところにやっぱり、今、村長言ったように、一生懸命地元の企業を考えているのは私もそれはわからないわけじゃないんです。ただ、今以上にこれからやらないと、インフラ整備だとか何かが大変だろうと。

あとは、年々若い人が減っているわけなんです。これは行政でも私らも痛切に感じることであります。そのためにそういう雇用の場を、少なくとも若い人らが10人、20人そこで働けるような企業になってもらいたい、そういう思いで企業の育成を図ってもらいたい。

企業の育成を図るのにはやっぱり仕事の間を与えないと、自己努力しなさいといっても、一般の農家の人とか一般の人は、今、土木事業を頼みますなんてことはできない状態だと思いますよ。やっぱり行政だとかそういうところに頼らざるを得ないんです。企業も衰退している状態ですから、改めて企業を起こすという事業者もそんなに少ないと思います。そのために、やっぱり国の補助事業である排水だとか、そういう道路整備だとか、農道整備だとか、そういう事業を幾らでも国から引き出して企業に与えて企業の実績を上げるということは私は大事な施策だと思いますが、その点について再度、最後にお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 議員おただしのお通り、確かに雇用の場としては鮫川村の土建業者の皆さんはそれぞれ役に立っている事業所かなと思っております。そして、特にまだまだ鮫川村は未開発の土地も多いと思います。道路なんかもまだまだ村道全体でも2割ほど、20%ほど未舗装の道路も残っています。

こういったことを考えながら、しっかりと国のほうに要望しながら、早くせめて村道の未舗装部分は解消策を図ってまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） そういう面からおいても、ぜひとも育てる面においても、5,000万円限定しないで、もっと7,000万、8,000万ぐらいに引き上げて実績を上げていただいて、Aランクでも取れるような業者を育てていっていただきたいと、そういう願いで1問目の質問

を終わります。

2点目の質問をお伺いします。

修明鮫川校の存続について。

少子化に伴い年々子供の数が減少し、学校も存続が厳しい中で、本村の修明鮫川校も昨年は定数割れとなり、早急な対応が必要であると考えます。学校の存続は地域の活性化にとっても大変重要な意義のあるものと思いますが、村としての考え、学校としての考えを合わせて、早急な対応策を図るべきではないかと思いますが、教育長のご所見をお伺いします。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 10番、宗田雅之議員の2番目のご質問にお答えいたします。

少子化の問題については、その対応に多くの国民が悩み、苦慮しているところであり、小中学生の減少はそのまま高校生の減少にもつながっていくこととなります。

まず、平成28年度の鮫川中学校の進学状況を見ますと、卒業生33名中、修明高鮫川校は1名、大部分の方は棚倉町、石川町、白河市の高校へ進学しており、中でも白河市内の高校へは12名の方が進学しております。このような状況をどう捉えるかではありますが、保護者の希望と本人たちの努力によって、進学にも選択の幅が広がっている現象だと思っております。

次に、今年度の修明高鮫川校の現状を申し上げますと、1年生が19名で鮫川中生が1名、2年生が22名で鮫川中生が5名、3年生が12名で鮫川中学生がゼロ、合計53名で鮫川中学校が6名の生徒数となっております。

議員お質しの修明高鮫川校の存続についてでございますが、平成27年12月定例会の答弁でも申し上げましたが、県教育委員会といたしましては、平成5年6月の福島県学校教育審議会答申、「生徒減少期における高等学校教育の在り方について」、これを受けまして、平成9年6月に県立高等学校改革計画第一次まとめ、平成11年3月に県立高等学校改革計画二次まとめを策定しております。その中に、分校の生徒募集停止の基準があります。それは、1学年1学級の分校において、入学者が募集定員の2分の1以下の状況が3年続いた場合、その地域の進学を希望する生徒にとって通学可能な高等学校がほかにあることを条件に、原則として募集を停止するとなっております。

この基準を鮫川校に当てはめると、今年度の1年生の入学者が19名であったことから、存続に黄色信号が点滅した状態で、このまま募集定員の2分の1割れが3年続きますと生徒

の募集停止となるため、来年度の募集では何としても定数の2分の1以上、21人の生徒を確保しなければなりません。

このような現状に際して、村では皆様のご理解により、平成28年度から村内の高校生に対して、保護者等の経済的負担を軽減するとともに、子育て環境の向上及び人材育成に寄与することを目的とし、月額1万円の通学支援金を支給しております。これとあわせて、修明高鮫川校村外生徒に対しても、村外からの入学者を呼び込みながら生徒数を確保し、地域に根差した鮫川校として存続させるため、月額9,000円の通学資金を支給しているところでございます。

来年度の生徒募集に向けては、修明高鮫川校に対し、鮫川校の魅力とあわせて鮫川村の通学支援制度があることを県南地区の中学校に発信するなど、より一層の広報活動を行うようお願いしているところでございます。

修明高鮫川校の存続は鮫川村の活性化の観点からも重要であるため、議員の皆様のお力をおかりしながら、またご理解、ご協力もお願いし、生徒の確保に向けてさまざまな取り組みを講じていきたいと思っております。

以上申し上げ、10番、宗田議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） この修明高存続の問題は、以前にも私ただしております。広報活動だとかお願いするというだけでは私はなかなか集まらないんだろうと思っております。

昨今つくりました鮫川村人口ビジョン・総合戦略の中に、教育充実に関する3点の項目を村として挙げています。その1点に、授業以外の学びの場として資格取得講座などを支援し、村から修明高へのメリットを高める。2点目、村外から通学する生徒の交通費の支援をする。これはもうやっています。3点目、地方創生ふるさと留学特待生制度を設け、村外から修明高鮫川校へ入学する学業やスポーツに秀でた生徒に就学奨励金の支給をいたしますという3点があります。

やっぱり学校の魅力づくり、これは私、一番特徴のある魅力づくりの学校は、そういう学校づくりじゃないと今は人が集まらないのかなと考えて再度この質問はしたわけなんですけれども、そういう魅力ある学校づくりの観点に立って教育長の答弁を再度お願いします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 魅力ある学校、本当に生徒が選ぶ時代でございますので、本当に必要だと思っております。高校ですので教育委員会が所轄するところではないわけですがけれど

も、やはり魅力というものをどうつくっていくのか、その中に、これは私の本当に私的な考えでありますけれども、やはり人が、その地域の皆さんが、高等学校の授業の一端あるいは何かそういう点で高校生と接する、そういう特色ある学校というのも必要なと、こんなふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） これは県立高校であり、教育委員会がどうのこうのではありませんと思います。ただ、努力はしなきゃならないんですよね、教育委員会として。教育長が言ったように、修明高校、学校の存在というのは地域の活性化にとって本当に大事ななと思います。この場から、村から学校1つ消えただけでも、青生野小学校もそうだと思いますが、地元のほうの影響は多々あると思います。

ただ、やっぱりそういうことに対して県に働きかけるとか、村として、こういう学校をつくりたいんだとか、こういう学科をふやしたいんだとか、スポーツにすぐれた人を集めたいんだとか、特化した設備をつくりたいんだとか、そういう考えを県に呼びかけて、そういう動きがなかったら、いつまで過ぎてもこのまま現状でいくのではないかと考えております。そういう動きは現状やっておるんでしょうか、それとも今後これを機にやる考えがあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 高等学校につきましては、過日、2年、3年ぐらいにわたりまして、福島県全体の高等学校はどうあるべきなのかということ審議いたしました。それは一部新聞等にも報道になっていると思いますけれども、例えば、その審議会が提唱しているものは、少なくとも4学級以上の高等学校であることが望ましいということだったと思います。ただし、1校本校であることを条件に1学級でも存続は認めるということで、会津のほうの2つの高等学校名が挙がっていたと思います。残念ながら、そこに分校はないんです。魅力あるということを実際に考えますと、県の審議会の中で委員の方に直接お聞きしましたところ、分校よりも本校のほうの方が先決なんだということで、いろいろお話をいただいたこともありまして、本当に一町村の問題ではなくて、全県下に少子化ということが本当に及んでいるんだなということを感じております。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、鮫川校につきましては、もし許されるのであれば、地域の皆さんが、議員の皆さんでも村長さんでも、そういう方がどんどん乗り込んでい



って子供たちとじかに接してみると、いろんなことが学び取れるのかなというふうには個人的には考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） そういう、何というか、教育委員会として本校、もちろん鮫川校あわせて、これらの将来的に存続の、年々若い人が減っているわけですから、本校だってこれ近い将来わからない状態ですよ。だから、あわせてそういう要望とか、鮫川ばかりでなくても結構だと思います。本校とあわせて県のほうに働きかけて、そういう学校づくりのビジョン、そういうのも、やっぱり村としてのビジョンを打ち出して思いを伝えるというのも私は大事だと思いますけれども、そういう思いを伝えるという考えはあるでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） こういうことにつきましては、私も別な県のほうの審議員をしておりますので、そのことについては県、特に高等学校のほうには、県の教育長初め、並びに高校のほうにはこういうことについてお話を申し上げていきたいと思っております。

また、組織として、郡内の4町村の教育委員会としましても、この問題についてはやはり考えて、具体的な行動が示せるようにはしたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 全国には一生懸命やって分校から、例えば私ら、ちょっともう古い話ですけども、池田高校なんかは、あんなちっこいところから野球で有名になった高校、あれも本当の地方の小さい高校です。やりようによってはそういう可能性があるんだろうと私は思います。

私は何でこういう質問をするかという、年々村の人口が減っちゃう。減ったあげくに学校までなくなったら、本当に村は寂れちゃうんじゃないかなとそういう思いでこういう質問をさせていただいております。ぜひとも存続のために教育長さんにもう一度もう少し頑張ってください、存続のためにお願いしたいなとそういう思いでおります。

以上をもって、本日の質問を終わります。

ありがとうございました。

---

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

[9番 前田武久君 登壇]

○9番（前田武久君） 今回の9月定例議会、1点について一般質問してまいりたいと思います。

簡易水道料金について。

現在、我が村の簡易水道使用料金は条例で定められております。2カ月につき一般で20トンまで2,350円、1トン超過ごとに125円と定められておるが、少数家族の増加により1世帯当たりの水道使用量は20トン未満であるにもかかわらず、20トンの料金算定から余分の料金を毎回納付されております。数量に見合った料金、つまり10トンならば1,175円と、使用量に比例した料金体系にすべきと思われるが、いかがか。

また、使用数量には基礎的原価、経費がかかり、最低20トンを基準とした原価計算の根拠とされた理由は何か。料金体系の細分化を図った場合、水道会計への影響についてお尋ねをいたしたいと思います。

以上、質問いたします。

○議長（星 一彌君） これより13時30分まで休憩します。

(午前 11時53分)

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

---

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田武久議員の簡易水道料金についての質問にお答えを申し上げます。

まず、基本水量の設定の経緯であります。20トンに設定されたのは昭和63年4月からあります。これは鮫川村の行政改革大綱による事務事業の見直しによるもので、毎月徴収している使用料等の隔月徴収を検討することとの答申があったことによるものであります。それ以前は1カ月当たり10トンで基本水量を設定しておりました。この基本水量の設定につき

ましては、郡内3町と隣の古殿町の状況を調査しましたが、矢祭町以外は1カ月10トンまでを基本としているようであります。矢祭町は2カ月で20トンとしておりますので、本村と同じであります。

議員ご提案の料金体系を数量に見合った金額に設定することについてであります。平成28年度の実績で試算をいたしましたところ、年間で約86万円の減収になるとの計算結果が出ました。料金収入が減りますと供給単価が高くなります。供給単価とは、料金収入を料金を徴収した水量で割ったものになります。この単価は超過料金の算定に用いておりますので、超過料金の値上げをせざるを得なくなるものと考えています。そうすると結果的には、使用水量が少ない方々は安くなり、使用水量が多い方々には高くなるということになります。相対的にはやはり減額の幅が大きいので、減収になるとの試算結果が出ております。自主財源が乏しい簡易水道事業特別会計において、使用料収入が減るということは一般会計からの繰り入れがふえるということになりますので、慎重に検討しなければならないことと思います。

次に、最低20トンを基準とした原価計算の根拠についてであります。先ほど申し上げましたとおり、行政改革大綱による事務事業の見直しにより、昭和63年4月から1カ月10トンを2カ月20トンとしたものであり、使用水量を念頭に置いて算定しているものではありません。そこにこだわらずに基本料金の設定についてご説明をいたします。

平成元年3月の料金改定の資料を見ますと、給水原価の今後の見込みや、近隣町村の動向、また当時は3%の消費税が導入される時期でありましたので、それらを加味して算定をしているようであります。給水原価とは、1立方当たりについてどれだけの費用がかかっているかをあらわす指標であり、平成元年度においては約1立方当たり142円です。平成16年度においては約395円、平成28年度においては約420円となっております。基本料金は何らかの金額に率を掛けるなどの算定ではなく、現行の料金を基準に諸事情を加味して額を決定しているようであります。

最後に、料金を改定した平成16年度において増額の検討がされたときの原因は、水道施設の拡張や新規整備などによる地方償還金の増額でありました。

以上申し上げ、9番、前田議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 28年度行革によりまして20立方というような基準を設けたということでございます。

それで、なぜこういうことを言うかということ、実はある程度村民の方々から、水道組合の

方々からの要望がありまして、ぜひ何とかして欲しいというような意見がありましたので、通告のときに地域整備課のほうに資料を申し出ておったところ、水道料金に対しての資料をいただきました。それで、ゼロ立方の方もかなりおると。それに加えて20立方以下の方が約41%あります。41%の方が20立方に満たないにもかかわらず、先ほどの基本料金3,200円がしですね、それを徴収されておるということでございます。

それで、昭和の代からの料金体系、これは近隣町村とか矢祭等の、いろいろ検討されての設定だと思っておりますが、やはりこれ使用料に応じた料金を徴収されるならば水道利用者も納得するはずだし、先ほど村長が、量の少ない人は安くなる、使用量の少ない人は安くなる、使用量の多い人は高くなる、これ当然だと思っておりますよね。それで、それを私が言ったような使用量に応じた体系に見直すと、これは水道会計に大きく影響するというところでございますが、こういう福祉政策、福祉事業は一般会計から持ち出しもこれやむを得ないと思っておりますよね。

それと、この中に、世帯の中に弱者世帯ですか、保護世帯の方が含まれておるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思っておりますけれども、当然、昭和から平成までの間に条例改正というのはされているわけですね。条例改正された中で、実際それらの見直しは図ってこれなかったというふうに考えておりますが、以前、村長、平成15年以前のことは、それは承知していないと思っておりますが、それらの過程においてそういう見直し、料金体系、ただ水道会計が赤字にならなくて、運営が健全財政であればいいというだけのものでこれからよいのかどうか、その辺も村長の考えをただしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、水道料金であります。毎月徴収していたのを2カ月に1回にした。2カ月で基本料金が2,350円です。それにメーター使用料というのが220円つきまして2,570円になります。毎月2,570円、これは使っても使わなくても基本料金です。

これが今ほど話したように、20立方に満たない場合には減額をしたらいいというお話ですが、今私は月に直しますと2,570円が1,285円なんです。1,285円、このぐらいの負担は電気料と比べますと私はやむを得ないのではないのかなと思っております。私の家では2人暮らしです。私も水道料金、毎月幾ら払っているのか余り頓着なかったものですから、今度、前田議員の質問でちょっと見ましたらば、約月7,000円払っております。ですから、基本料金20立方に対して追加料金37立方、38立方近く支出しているわけなんです。2カ月に

7,000円、電気料と比べると、電気料は今1カ月恐らくそれぞれの家庭3万以上は払っていると思います。私のうちでも月、今5万払っています。これと比べると水道料、毎日電気より私はありがたいような、そういった公共事業ではないかと考えております。

毎月、本当に申しわけないですけれども、基本料金に満たない皆さんには、ただ、年間の皆さんからいただいている水道料収入が利用料収入です。これが2,430万になっています。この2,430万が年間の鮫川村の管理費、あるいは人件費に割り当てると、この辺で賅っているんですね。それで、その諸経費がこの2,400万で出ているんですよ。

それで、村から一般会計からの繰り出しが2,400万ほどあります。これは公債費に向けているんですね。ですから支出です。今、特別会計の水道料金では公債費が4億8,000万ほどになっております。この4億8,000万円を償還しているんですが、皆さんの水道料金からでなく一般会計からの繰り出しでやっている。2,400万円やっている。

この辺は、例えば、これもまた一つなんですけれども、村の水道の普及率が全国と比べますと、全国は今98%いっています。鮫川村は50%にまだ満たないんですね。その50%満たない人が半分近くを一般会計から繰り入れている。これが果たしていかなものかなど。もうちょっと前田議員のお話を、思いをこの水道料金に反映するならば、もうちょっと80%ぐらいに普及してからではどうかなどそういう思いもあります。

そういったことで、ぜひ年間の2,400万円ほどの水道料利用収入を運営費に充てているんだと、そのほかに施設費、公債費は一般会計から申しわけないけれども繰り出しているんだと、そういう理解の仕方でご理解いただければと思います。

〔「保護家庭に配慮しているかどうか」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 答弁漏れしまして、すみません。

保護家庭は、水道料も一切そういうのは同じく当然いただいております。

サービスはないよね。

〔「はい」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） そういうことです。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長からすれば、とにかく水道使用者が村では数少ないものを一般会計から繰り出し、それだけの支援はしておると、十分福祉行政はされておるといような答弁であります。

しかしながら、先ほど言われたように、村では四十何%の普及率、これから水道の2番目の項目に入る前に、どんどん需要を伸ばすためにエリアを広げていきたいと、80%くらいになったらばというような答弁であるが、80%になるまでにはかなりの年月が費やされる。それで、その計画は着々進められておるかというふうに思われますが、先ほど申したように、使用量に応じた金額というのは、これは使えば使うほど料金が高くなるというのは、これは決して不公平な話ではないというふうに考えるわけですね。

20立方以下だって、それを安くしろと言っているわけじゃないんですね。1,100幾らの、1,800幾らの料金にはなるかもしれないけれども、当然、使用料に応じ、そのほかに機械のメーター使用料というのが基本料金に入っているわけなんですから、決してただで、それからまるきり安くしてもらおうというような筋合いじゃないというふうに私は思うんですね。今後、増加していけば増加していくほど、需要者がふえていけばふえていくほど、これは使用料が多くなっていくんだから、とにかく村の収入が水道会計は増額していくわけなんですから、決して、そのまま不足分を使用されていないから徴収して穴埋めをするというような施策はちょっと福祉政策には合わないというふうに私は考えているわけです。

水というのは、これは棚倉町なんかは堀川ダムから4億も5億も水を買って飲ませているわけなんです。これは全戸が全部飲んでいるわけじゃないし、鮫川ではこれから水というのはどんどん、今までも村長もよく承知のとおり年々水不足が影響されてきておるといような状態で、村の水道のエリアを網羅するということは、これ急務な施策になってきているはずなんです。近いうちに80%にしなくちゃならないという機運があるならば、当然そのような方向に持っていくべきだというふうに私は考えておるわけなんです。村長は水道会計の健全化というようなものを重視するための考えだけなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほど申し上げましたように、月の皆さんの最低の負担が1,200円ほどですから、このぐらいの負担で安心料は買うことができる、こういったことをご理解いただければという思いでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） そのゼロ立方メートルの利用者、その利用者に対する普及率とか何かはどのような形でされているのかをお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 恐らく村の水道ゼロ立方の人は、自家用の水道が十分間に合っているということで、ただ、困るときには、盆、正月の人寄せのときにそういった利用があるからということで、恐らく保険を掛けているような考えで引いたのではないかと思います。そういったところでは、そういった月掛け1,000円の負担は、これもやむを得ないのではないかと思いますので、理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 一応村当局としては、現在の料金が安いから使用量に応じた金額には改正できないと、そういうようなことで水道施策に対しては改善策は考えられないというような答弁であります。そういうことで結論が出ましたので、これ以上質問はしませんが、それでは次に、今後の水道整備拡張についてをお尋ねしたいと思います。

簡易水道条例で示されてある給水区域で、まだ未整備地域の実施計画についてをお尋ねしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田議員の2つ目の質問、今後の水道整備拡張についてのご質問にお答えを申し上げます。

鮫川村簡易水道の給水区域は、鮫川村簡易水道条例第2条の別表第1に、水道法の認可を受けた区域として列挙されております。このうち未整備地区は、大字赤坂西野のうち岡田、欠下、石ノ花、寅卯平、草牛、大字西山のうち押野の一部、折戸の一部、大字赤坂東野のうち官代、内ケ竜、大字富田のうち二反田の一部、大字渡瀬のうちの大戸中の一部、西野沢の一部であります。大字赤坂西野の岡田、欠下、石ノ花、寅卯平、草牛につきましては、順調にいけば平成33年度中には給水を開始できるのではないかと考えております。平成22年度に策定し、平成32年度までを計画期間としております。

統合簡易水道施設整備計画では、水道が整備されていない区域のうち大字赤坂東野の官代、大字富田の二反田地区が平成32年度以降に整備する計画としております。この2地区以外にも、現在認可を受けていない給水区域外の8地区が整備計画書に掲載されております。これらの地域には水道が未普及であったのは、恐らく当時、自家水道で足りていたということが主な原因ではないかと思います。現在は生活環境が変化し、水の需要が多くなってきております。いろいろな面で水が不足な自家水道の方が多くなっているようであります。

事業費的には二反田地区では6,000万円、官代地区を含む9地区ではそれぞれ1億円程度かかるのではないかと見込まれています。国庫補助事業として採択されませんと、事業の実施はなかなか容易でないと考えております。国がどのぐらいの配分を計画しているか、相談になっているかで、今後の整備計画を図って、皆さん方に相談をし、水道施設の整備を図ってまいりたいと思います。

以上で、9番、前田武久議員の水道整備拡張についての質問にお答えを申し上げます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長から給水区域未整備地区の説明がありました。それで、条例、それから規則等に定められておった補足の分、補足にこれらの今の地区が載っておるわけでありまして、東野では今言われた官代、それから内ヶ竜の一部というようなことで載っております。これらも計画に入っているようであります。それ以外の区域に対しては、やはり鍬木田配水池を源泉として、それらを村内各地に網羅するということは、ある程度勾配の関係、それから地形の関係でもってなかなか難しいというようなことで、水源の確保がこれから検討されるべきだというふうに考えております。近々今言われた計画等は、できるだけ早く整備に向かう、給水に達するようにお願いするわけでありましたが、それ以外の地域の整備計画の態勢に入っておられるかどうか、それを。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほど、計画で入っていてもまだやっていない地域ということで、官代地区、二反田地区をお話ししましたが、そのほかに8地区あります。8地区が拡張予定で今取り組んでいるところであります。馬場、西山、塩倉、西野、本坂、遠ヶ竜、戸草、関口。ですから、まだこれ以外もあるわけですが、順序よくこの辺から、今のところ強い要望ということはございません。強い要望はございませんが、当然、恐らく皆さんそういった要求はあろうかと思えます。ですが、水源地の確保とか、あるいは今までですとグループでないと補填していなかった自家水道に対して、今、皆さんの計らいで、議員さん方の提案で、自家水道、自家井戸を掘った場合には50万限度でということもそれぞれ提案されました。そういったことで、それぞれが自家用の井戸の確保に努めているのが現実ではないかと思えます。

多分、鮫川村、大変これから先、恐らく相当効率の悪い事業にはなってくるこの水道拡張工事であると思えます。ですが、五、六件集まれば、こういったことを何とかクリアして、水道の普及も図っていくのが村の責任ではないかと考えておりますので、ご協力をお願いするところであります。



以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 条例で定めた整備区域が大体目安がついておるということで、それ以外に8地区、そしてまた村内で要望のある地区があれば村ではそれに対応するというような計画を村民に知らしめれば、大体40、50%以上村が網羅してくれるというふうなことで、我が地区でもそれを要望するというような、そういう機運が盛り上がると思うんですよね。そういうことで、そのような計画を村民に知らしめるということも大事かと思うので、今後それらの計画公表を村民にお願いしたいということを希望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

---

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（星 一彌君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 平成29年第5回9月定例議会におきまして、次の2点の一般質問をいたしますので、ご答弁よろしくお願ひしたいと思います。

まず、第1点目であります。地域防災計画の見直しと危機管理についてであります。

昭和から平成に年号が変わってから来年で30年となります。ここ30年間に全国各地で大規模な地震、水害の発生が後を絶ちません。さらに、東日本津波大震災の発生を機に、各自治体の防災、減災計画が大きく見直されております。

本村の鮫川村地域防災計画は、平成21年に制定されておりますが、現在の現状を把握した上で、計画の見直しが必要ではないかと考えております。さらに、ハザードマップの制定、これらを見直し、さらには村民への防災教育を徹底して、危機管理意識を高めながら村を挙げて災害発生時の対応と訓練を重ねるべきと考えておりますが、村長のご所見をお伺ひいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の防災計画の見直しと危機管理についての質問にお答えを申し上げます。

まず、議員ご質問ありますように、本村の地域防災計画は、平成21年6月に策定しております。策定に当たっては、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき制定しており、鮫川村防災会議条例による鮫川村防災会議を開催し、策定したところであります。

おただしの計画の見直しについてであります。これにつきましては、平成27年3月に鮫川村防災会議を会議委員である構成関係機関に対し書面決議により開催し、計画の一部改正を実施しております。内容については、1つとして、平成25年6月21日に交付された災害対策基本法改正法を受けて避難行動要支援者名簿関係条文を追加するもの、2つ目に、別冊資料の21の山地災害危険箇所の追加による修正で、調査終了した山地災害危険箇所80カ所について追加を行うもの、3番目に、別冊資料24の1、避難路の指定の追加で、主要な避難路を明示するとともに避難路の確保対策の観点から避難路を指定するもの、全31路線、国道2路線、県道5路線、村道24路線、4番目に、26の1で、福祉避難所の追加で、福祉避難所3カ所を追加するもの、この3カ所は鮫川村保健センター、ほっとはうす、鮫川山王の里等について、計画の一部の改正を行ったものであります。

今後の見通しとしましては、東日本大震災以来、原子力災害等、災害の中身が大きく変化してきている点や、異常気象による経験値を超えた災害に見舞われることなども想定されることから、それらの内容を加味した地域防災計画をできるだけ早い時期に策定する予定で、現在はその事務を進めているところであります。

次に、ハザードマップについてであります。鮫川村防災ハザードマップは、作成時に全戸配布し、危険箇所や指定箇所施設の周知を行ってきたところであります。22年に各戸配布済みであります。土砂災害危険箇所として指定しております281カ所の変更もないため、現在のところ改定については計画しておりません。

なお、毎年各戸に配布しております鮫川村ふるさとの四季カレンダーの中にも資料としてハザードマップを掲載しておりますので、ご活用いただきたいと思います。

また、議員ご指摘のとおり、村民に対しての防災教育は大変重要であることから、平成28年度に多くの村民に参加をいただき県南地方総合防災訓練を実施したところであります。

近年の異常気象による災害に対しましては、常日ごろから危機管理意識を持って対処していかなければならないことについては肝に銘じているところであり、災害時の避難勧告、避難指示等の考え方、対応については、担当部署において対策を講じているところであり、県でもトップセミナー等を開催し、市町村長に対する危機管理に関する研修を行っているところであります。

また、大雨等により土砂災害警戒情報等が発表された場合には、防災無線により全村にお知らせしているところではありますが、今年度からは、県から各自治体の市町村長に対し、直接ホットラインで警戒の連絡が入ることになっております。

今後も災害に対する対応等については内部の体制を整備していくとともに、さまざまな機会を通して村民の皆さんへ防災に対する啓蒙を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で、8番、関根議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 平成21年に策定された防災計画、さらには27年3月に防災会議を書面決議ということで条項をつけ加え、現在の状況に合わせた内容に改定したというご答弁がありますが、早い時期に防災計画の見直しということで提示するということでもあります。私どもにも、こちらの21年のこの冊子が議員のほうに配られております。非常に内容が、大変な内容が密に掲載をされている中身をずっと見させていただいております。

私はこの防災に強い村づくりについては今回で多分4度目の質問だと思います。28年3月に同様の質問をさせていただいておりましたけれども、まずこの防災計画の中のうちうたっている項目、現在状況が変わっているかと思っておりますけれども、まずは防災資材につきまして質問をさせていただきます。

村民運動場の鮫川校の一面に防災倉庫が数年前に建設をされておまして、あの中に非常時の資材が入っているとお聞きしております。まず、あの中にどのようなものがどのくらいの量があるのかということをお教えさせていただきたいということと、それとまた、避難所として指定されている場所、特に大字に点在する区民センター等々、集落センターというんですか、大字区の集会センター等々にそういった備蓄、非常用の飲用水等々、毛布等が現在あるのか、また今後そういった計画があるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、東日本大震災の震災後にできました修明高等学校鮫川校の下の防災倉庫ではありますが、あそこにはまず機材として、土砂災害があったときの防止策として袋とかそういう道具が、そして毛布も入っていたかな。毛布はこれから入る予定だそうです。毛布も手配はしてあります。早い時期に毛布等を備えて。

あと、前にも関根議員から質問がありましたが、食料等の備蓄はどうなんだというお話でしたが、鮫川村はほとんどが農家の皆さんであります。今の農家の皆さんは1年間の

保有米は全部確保しておくのが慣習になっております。そういったことで、災害の場合には、非常時の場合にはそういった皆さんの協力を得て、拠出してもらってしのごうということで、そういった緊急時の食材は用意していないんですね。この辺もどうなのか、検討しなければならない課題なのか、その辺も検討していきたいと思います。

あと、各大字の集会施設に、そういった備蓄であります。避難用の、災害用の備蓄はお願いしてある箇所はないですね。そういったことも緊張感がないのかと言われればそれまでですが、鮫川村は幸いにしてこの阿武隈山系の硬い地盤に守られているというおごりもあります。こういったことに気をつけながらも、非常時にはすぐ対応できるような体制づくりは常に考えていかなければならないのかという思いであります。

さらば、集落センターはどうなんだということですが、こういったことはどうでしょうか、村の中心地でいつも準備できるのは、手・まめ・館とか、今そういった施設が何カ所かあります。こういった施設をお願いしておいて、各大字の区民センターをお願いする、管理とか、そういうのでどうでしょうね。その辺、なお、そういった場合には、それぞれ備蓄の施設も必要になります。そういったことを検討しながら、確かに今この災害、特に北朝鮮のあいつら被害があった場合には、外になかなか出る機会が失われるということでもありますので、そういったときの体制はどうなんだと言われるとなかなか厳しいところがあります。こういったことを相談しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） この31ページの上段には備蓄品についてうたってあるわけです。決してこれはうたい文句だけで飾っているものではないと思っております。水は1日3リットル、1人、食料品については2日か3日分としてあるんですね。2日か3日過ぎれば、どのような事態が発生しても救援物資は来るという想定のもとで、まずは1人、水は1日3リットルと。我が村は、他地域のような集中的な豪雨災害、それから土砂崩れ等による孤立、それから生活ラインの道路の寸断、これいまだに一度も経験していないので、私ははっきり言って危機管理が薄いと思っております。

避難指定場所と指定するならば、例えば青生野地区の方が道路寸断されて逃げ場がないということになれば、青生野集会所に避難するわけです。そうすると、村まで来られない状況が発生した場合に、電気がとまり、さらには水、泥水でも飲めば大丈夫かもしれませんが、今の人たちは絶対、川水、湧き水は飲めないんですよ。現在は、5年間置ける飲料水、これどこにでもあります。非常用飲料水というのがあるので、そういったものを最低でも避難所、

これ使わないことにこしたことはないんです。5年間過ぎれば区民に開放すればいいのでありますから、最低限度のそういった毛布とか、毛布は準備するということなので、前回の一般質問でも村長は、食料品の備蓄については、本村の場合には多分米びつもあるということで答弁をいただいて、私もその記憶ははっきり覚えておりますが、そういった本当に孤立した場合の最低限度の住民が50人なら50人、100人が避難した場合の二、三日間のせめて水があれば、トイレもストップしたと仮定してですよ、水があれば何とか救援物資が来るまで生き延びられる、生き延びられるというか、命が守られるということなので、こういったものは、実は他町村ちょっと聞いてみましたが、避難所にはもう備蓄してあります、毛布と飲料水、最低。どのぐらいの量あるかというのはその自治体の判断なんですけれども、これは必要であるということを経理にしつこいようなんですけれども何度もお話ししておきますし、また危機管理意識を高めるために、これはぜひとも整備していただきたい。また、この31ページにはそれを整備すると書かれておりますから、この計画にのっとったやり方をお願いしたい。

次の質問をさせていただきますが、防災会議条例というのがあって、防災会議委員が1号から7号までおいでになるんですね。各、例えば、森林管理署から、振興局から、ずっと消防団まで入って、防災会議委員が7号までいらっしゃる、で形成されています。先ほど書面決議ということで村長から答弁ありましたが、この方々に多分、改正ですね、追加の件はお知らせしてあると思うんですが、本当に非常時、有事が発生した場合に、この防災会議委員ってどのようにならぬまで招集するのか、これは策定するだけの委員なのか、その辺の仕分けが私どもはなかなかわかりません。あと、関係団体としてJAとか商工会とか、そういった団体も名前は連ねておりますけれども、こういった会議がいまだに持たれたことは記憶にはないので、この防災会議の委員の役目ですね、どのように定義づけられているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、危機管理が薄いと言われればそれまでですが、一般の皆さん方に対しては、今ほど関根議員の話されたように計画には載っておりますが、村全体では、今、職員と村長と区長との間のそういう情報ネットは確立しております。ですが、一般の商工会、あるいはJAとの連絡ということは、今ほど総務課長よりお答えいたしますが、策定してあっても今まで会議は持ったことないんだよね。

じゃ、かわります。

○議長（星 一彌君） 石井総務課長。

○総務課長（石井 哲君） 地域防災計画につきましては、先ほどの村長答弁にもありましたように、防災会議は地域防災計画を策定するときに招集しておりまして、先ほど議員が述べられた招集の範囲の皆さんに会議委員として参加いただいて、意見を伺って策定したという経過があります。その後に、変更、一部改正があった際には、書面決議ということをお願いした形でございます。

それともう一点、実際に災害時、じゃ、どのような形で集まっていたのかということ、それも答弁にありましたように、県南地方総合防災訓練で招集された、ああいったメンバーの方々にご協力をお願いして対応していくということで、NTTであったり、東北電力であったり、そういった幅広い関係機関を指定しておりますので、その方々のご協力で対応していくということであります。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） その防災会議のほうの役目というか、今答弁をいただきました。先ほど村長の答弁にもありましたとおり、要介護を要するひとり暮らしの高齢者の方々の名簿の提出ということで、実は住民福祉課でしたかから出されたものをちょっと目にとめることが先日ありまして、非常に緊急時にどこにどのような方がいらっしゃるかというのは当然把握すべきであるし、それをまた地域の方々と、民生委員とか消防団、こういった方々と共有して対応するというのは非常に一番大事なことであるし、生活弱者の救済、それから障害を持っている方々の状況、これも役場内できちんと情報を共有しながら対応していくべきだなということの評価をしております。

それでは、災害が発生したことばかり述べなくてはならないんですけども、災害が発生した場合に、ボランティアの受け付け、社会福祉協議会になるんでしょうかね、ボランティアの受け付けとか、人の、ボランティア団体の把握、こういったものも社協のほうでも訓練をされておるかと思うんですが、災害が出たということを想定された赤十字奉仕団等が中心になるかと思えます。また、消防団とかの連携もありますが、そういった横のつながりの団体の連携ですね、そういった会議、そういったお互いにどこまでどうするのかというマニュアルはあっても、実際有事の際、マニュアルは使えないと言われておりますが、最低限度のそういう横の連絡網、それからつながり等も必要なのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） こういった災害時のボランティアの活動、あるいは要請については、県南防災訓練のときに住民福祉課、そして保健センターの職員がそういった学習をしたと記憶しております。そういったのは体制が確立しているのではないかと思います。もちろん日赤の皆さん、あるいは、あのとき参加したのは日赤の皆さんが主体か。そういったことでもあります。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） それとあと、一番大事なのが住民への広報だと思います。22年に配られたハザードマップ、それから毎年配られるカレンダーの中にも情報が入っているということではありますが、まず村民は意識が低いと思います。私どもも含めて非常に意識が低いんですけれども、災害時の住民への広報、それから有事の際の住民への広報をパンフレット等、それかハザードマップはまだ改定はしないという答弁でしたが、こういったものをさらに今後、区長さん、それから各種団体等と情報を共有しながら、まずは住民に伝えるべきことを徹底すべきだと思いますが、これについて村長のご所見をお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、そういった危機意識の醸成といいますか、ハザードマップの配布、皆さん22年に配布したハザードマップ、私もうちで探すのようや見つけた感じで、本当に引き出しの下のほうにしまってあって、なかなかそういった自然災害に遭いにくい地域と思って安心しているんですね。この辺を徹底を図るには、こういった安全意識を喚起するにはハザードマップ等が重要な役目を果たしているのではないかと思います。22年ですから、もう10年過ぎました。元号が変わる来年あたりを目安に再度、また改定された部分もありますので、ハザードマップは皆さんに配布して、危険意識を喚起するという意味でも効果があるのかなと思いますので、計画をさせていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 少しずつですけれども、お金をかけたそういった資料、一気にかえるわけにいくかいかないかは村長の判断であろうかと思いますが、少しずつでも前に向いて村民の命を守ると。災害は必ずやってくると、間違いなくやってくると、大地震も来る、そして、集中的な、局地的な大雨がこの村にやってくるということを想定した危機管理意識を高めていただくことを期待申し上げて、1番目のこの見直しと危機管理と、地域防災計画の見直しということにつきましては質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、2点目の質問であります。鮫川村総合戦略の推進につきまして質問をさせて

いただきます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、若者や女性を含む村民の策定委員からの提言や意見をまとめ、鮫川村人口ビジョン・総合戦略が策定されました。また、鹿角平観光牧場スポーツエリア基本構想、湯の田温泉活用基本構想、そして最近では中心地活性化構想、通称皆さん道の駅構想と言っておりますが、これらも長期的な視野と村の将来を見据えて策定されております。これらの各構想には多くの村民から成る策定委員の意見や提言も反映されております。さらに、コンサルタント料として多額な委託料も投じられてまいりました。鮫川村総合戦略の目的を達成するために、これらの各基本構想をどのようにつなげ、実現に近づけるのか、その手順と計画について村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の2つ目の質問であります鮫川村の総合戦略の推進についてのご質問にお答えを申し上げます。

ご質問の総合戦略の目的達成に向けたその手順と計画という点であります。本村ではこれまで村づくりの共通目標として、平成27年から36年までの10年間を計画期間とする第4次の鮫川村振興計画を策定したところであります。その基本理念は、「村民が世代を超えてつながり支え合い、一人ひとりが輝く村づくり」、略して「つながりで支え輝く村づくり」が基本理念であります。

鮫川村総合戦略は、この第4次鮫川村振興計画の理念のもとに、その実施計画をしてこれを位置づけ、整合性を図っていくこととし、具体的には振興計画の重点8項目を地方創生戦略が定めるまち・ひと・しごとの3つの分野に再編し、まち・ひと・しごとの分野ごとに目標を定め、平成27年から31年までの5年間を計画期間として取り組んだものであります。

基本目標として、将来の村の人口については、本戦略を通じて2040年の時点で3,100人以上を維持することを目指すこととし、当面、今後の5年間の事業展開においては、ふるさと回帰の推進、稼ぐ力の創出、暮らしやすく賑わいのあるむらづくりの3つの基本目標を位置づけ、それぞれ数値目標を定めて取り組むものであります。

これらの基本目標を実現するための主な施策として、1つとしては、ふるさと回帰プロジェクトでは、重要業績評価指標を、UIターンガイドブックの配布、5,000部を毎年発行する、短期滞在プログラム参加者、これも年20人目標で、集落協議会の設立、これは2地区を



集落協議会をつくるということ平成31年までの目標数値として掲げました。2つ目の鮫川村地域おこし商社プロジェクトでは、この目標をスタッフ採用3人、北区での直販の販売活動を年4回以上という計画であります。3番目の産業おこし・特産品開発プロジェクトでは、特産品開発5種、スローフードまつり、これは年1回毎年暮れにやっておりますが、これも実行する。4番目の温泉活用プロジェクトでは、温泉活用施設を1カ所つくるという目標であります。5番目の鹿角平観光牧場合宿誘致推進プロジェクトでは、K P I をスポーツ合宿年5団体、5つの団体を目標、そして天文台の利用者数も年5団体など、合わせて13のプロジェクトの設置、それぞれ重要業績評価指標を設定したところであります。

議員ご承知のとおり、計画策定後に庁内の機構変化があり、それぞれの所掌分掌が変更となったことなどもあることから、現在未着手の部分もありますが、今後、本計画と各課の所掌分掌を整理しながら、目標の実現に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 各基本構想、振興計画にのっとった具体的な基本構想8項目ということで、今後、評価制度を導入しながら、どこまで実現できたかという内部的な評価制の導入ということで検証していきたいというような内容であったかと思えます。

鹿角平の合宿誘致基本構想、鹿角平観光開発といったほうが早いのですかね、それとまた湯の田の温泉活用、さらには地域中心地の活性化の構想、これはやっぱり言うなればうちの村の3本の矢の基本構想の3つの軸であるかと思えます。どちらが弱くても、どちらがまさらなくてもならない。一番最後に中心地の活性化が十数回、約20、1年以上かけて構想をまとめて、今、成果品が出てくるような状況だとお聞きしましたが、村民の方々は一番この中心地の活性化に関心があるのではないかなと思っておりますし、非常に委員さんも大勢、それから出された意見もかなり多くの意見が出されたものと推察をしております。

この各構想も、鹿角平、湯の田もそうですけれども、村長は私どもの中心地の活性化に、道の駅構想に関しては、挨拶の中でも長期スパンだと、それから10年、20年の先を見越すと、それから予算も何十億かかる、20億ぐらいかかるのかなという試算をしているということでありますけれども、村民が一番懸念しているのは、財政措置というか、長期的な、人口が減っていく中で、何とか抑えなくてはならないと思っておりますけれども、財政措置、それから国・県の補助金の見通し、さまざまなものがクリアされて、なおかつ最終的に村民の意見、今回、構想策定委員の方々からある程度の意見は出され尽くしたかと思っておりますが、一番は、それだ

けの大事業をして、将来に負担を残さないかという心配をされている村民もかなりおります。そういった見通しとか、それから国・県の補助金の要因を満たすことができるのか、そういった調査はこれからだと言われればそれまでですけども、そういった調査を今所内でも進めているのかどうかをお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 私はこれ、中心地の活性化構想、にぎわいづくりというのは、それこそ10年前の第3次振興計画の中でも村民からの要請があり、希望があり、館山公園の整備が始まったところでもあります。今回も館山公園だけではまだまだ不足だと、もうちょっとにぎわいづくりということでありましたものですから、こういったことを提案させていただきました。

ですが、かなりそれぞれ重い考えで、この中心活性委員会のメンバーもそうです。公募の20人ほどのメンバーで委員会を策定しましたが、公募者が少なかったです。20人の公募の中で実際に応募してくれた方が10人です。あと、10人では村の意見を集約できないということで、区長さん方をお願いしました。こういった皆さんのお話ですと、まとめて聞きますと、一番皆さん心配しているのがランニングコストです。果たして道の駅がそれほど利益を上げてくれる施設なのか、村民に喜ばれる施設なのかということが一番課題になりまして、多くの皆さん、半分近くの皆さんが心配しているようであります。こういったことで、私は特に応募者からはもっと前向きな意見が出るのを期待したんですけども、決して慎重な意見がありました。

議員の皆さんもそうです。議員の皆さんにお諮りしたときも、議員の皆さんの多くは賛成を得ましたが、それでも少数意見では、とんでもない事業だと、もうちょっと冷静に考えて行動してはどうか、取り組んではどうかという意見もありました。こういった意見を無視して私はこの中心地の活性化事業に取り組むわけにはいきません。こういった人たちの力を逆にエネルギーにしようと思っいろいろ考えたんですが、なかなか国会議員の先生方も前向きな話はありませんでした。こういったことで、今ちょっと苦慮しているところであります。

職員もそうです。職員にも全職員で会議を開きまして意見を集めたんですが、やはり職員の中にも3割近い職員が、もうちょっと慎重にこれは取り組むべきだということで、もうちょっと違った方法はないのかというお話もありました。こういったことを考えたときに、拙速にこれを採択していいのかという思いで今悩んでいるところであります。

前向きに何かを取らねないと、2040年ごろ鮫川村は人口が2,400人になってしまう。あ

あいった、人口問題研究所ですか、推計人口も出ております。こういった推計、人口問題研究所の意見に、まとめた結果に私らは抵抗して、できるだけ2,400人を3,000人以上に、あるいは今の3,500人を3,800人にできるような工夫はできないのかということで皆さんに提案したわけでありませう。

私は村民が一つにならないと、大変私は、皆さん方もご承知のとおり、24年の焼却炉問題では苦勞しました。これは議員さんの、これは全議員の皆さんがああいった団結したにもかかわらず大変な苦勞をしたのも事実です。こういったことを経験させていただきました。学習させていただきました。今回は議員の中からも反対意見が出ております。この辺、議員の皆さんが一丸となって、厄介な事業でもみんなで努力すれば財源の乏しい村でも何とかなるんだよ、そういった目標をみんなでつかむことができれば、あと策定委員会の人たちもそうです。職員もそうです。困難だけれども挑戦してみよう、そういう元気がなかなか今醸し出されていません。その辺の妙薬ですか、薬を今模索しているところであります。こういったことをご理解いただければと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 大きな事業というか、事業を執行するときのやっぱり首長の思い入れ、村長の思い入れと決断力、これは大切だと思います。しかしながら、多くの村民の意見が出ている、また議員の中からも慎重論が出ているということであれば、それを加味しながら判断をしていきたいというのは、私は理想のリーダーだと思います。

近年、特に道の駅ばかりではありませんが、近年、こここのところ華々しく報道された飯館の道の駅、それから泉崎は何か方向転換をしたようであります。6次産業館に切りかえたということだそうではありますが、それと三和町が今計画を、49号線沿いにということだ計画を練っているという話とか、それからまた平田村の道の駅も議会でもかなりもまれて、拡張が一時否決されたということもありますが、その後、道の駅の拡張に着手をしているということで、やはりどこの自治体もどうやって集客をするか、また皆さんに来ていただけるかということだを試行錯誤しながら知恵を出し合っておりますが、こういった各他町村の事例の研究検証、これもやっぱり視野に入れながら、あと国交省の補助の要因、国道が何キロ以内につくるのは無理だという話は何か緩和されているらしいと言っているので、そういったさまざまな情報も、我々も当然議員として情報を皆さんで共有するような、提供する努力は我々も必要で、ただもろ手を挙げて賛成というわけには我々もいかな責任がありますから、これは事業を執行するときには、二元代表制です。首長も職員も我々もそれで賛成してゴーサイ

ンを出すときには責任がありますから、そこをやっぱり慎重に我々もいきたいと思いますから、そういった他町村、成功事例か失敗事例かちょっとわかりませんが、そういった検証をするような機会、そういったものも必要でないでしょうか。村長、いかがですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 私は余り物まねは好きでなくて、やっぱり独自性、独創性があるんじゃないかと思っています。まず鮫川村は、皆さん道の駅は、ほとんどの道の駅が、道の駅に通るんじゃないか、ついでに通る道なんですね。埴町にしろ、古殿にしろ、猪苗代にしろ、国見にしろ、皆さん何かの目的で福島に行くついで、仙台に行くついでに通れるんですよ。鮫川村はそうでないんですね。わざと鮫川に来なくちゃ来られないんです。ですから、そういった皆さんの思いが一つにならないと、ここの道の駅は無理だと思います。農家の皆さんが、あるいは各商店の皆さんが鮫川でなくちゃいけないものという思いが一つにならないと、これは失敗すると思います。

ですから、よその道の駅の研修は、私はそうでなくて、皆さんの思いが一つになる、例えば私は成功した例は、堆肥センターとか、さぎり荘、これは議員の思い、村の思いが一つになったんですね。ですから、ああいった二、三年でああいうような立派な施設ができた。これはもちろん経済的な支援も受けられた。これは皆さんの思いが一つになったから、ああやってまとまったからできたんですよ。これがてんでんばらばら、村民の方があちこち向いては無理です。

ですから、もうちょっと皆さんの力でまとめて、鮫川村はこうでなくちゃ、農家の皆さんの元気をいかに醸し出すか、いかに支援するか、農業で自立できるか、そういったのを研究しながら、目標を持って私は挑戦する勇気が、たくさんの皆さんに協力をもらって、それが共有できれば、これは大事な、とても私は必要な仕事だと今でも思っています。ですが、広く会議を起こして皆さんと、本当に難しいですね。皆さんの意見を聴取して、それを反映させて、なかなか容易でない事業だと思います。

ぜひこういったこと、もちろんそれでなくても私は構わないと思います。違った方法でもいい。何か鮫川村独自の村づくり、わざわざ鮫川村に来なくちゃだめ、例えばありましたよね、ベーさんのところのパン、そうでしたよね、食パン。あれは福島からも白河からもいわきのほうからもわざわざ買いに来た。そういった商品の開発、あるいは農産物の開発、それさえ皆さんで努力すれば、そういった明かりは見えると思います。そういった目標ができたときに初めてそういった店も必要ではないか、皆さんで努力することが見えるのではないか

とそういう思いでありますので、ぜひ商工会、そして農家の皆さん、皆さんが一つになって  
ということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 物まねでなくて独自性を持ちたいということで、まさにわざわざ行き  
たいという村を構築したいということは、非常に大切なことであるかと思ひます。一つの物  
事をつくり上げるときには、やはり過程が大事だなと言われるんですね。やっぱりトップに  
立つ方の理念と強いリーダーシップ、これは一番必要だと思ひますが、そこまで到達するた  
めにどういふ方々がかかわったかということで、人任せじゃなくて、自分も責任の一端を担  
うくらいな村民がふえなくてはならないし、議会でもこの問題に関しては本当に議論をして  
議論をして尽くさない限りは、数の原理だけで賛成多数だけでは済まないと思ひます。  
そういった議論の場。

それから、一つ提案したいんですけれども、策定にかかわった方々の再募集といひますか、  
そういった方々へのその後の経過の公開、あと村民への今どこまでどういふふうな状況にな  
っているかというのを差し支えないときの公開、情報は公開していいものと悪いものがあり  
ます、実は。それを見きわめないで村民が一つになれないといふことがあるので、それは判  
断していただくんですけれども、ここまで来てこうだよといふ公開性を高めて、それで村民  
にもある一定の理解が少しずつ、ここでどういふ段階になってきたんだと、ここでこうなっ  
たなといふその過程は、公聴会か、それから村が独自に大字区の総会とか何かに出向いてい  
きながらも差し支えない説明をさせていただく。我々議員としても議会の中の動きは当然議  
会日よりとかどういふ懇談会でも報告させていただくといふことで、問題提起をしながら、  
村民が、一人でも多くの村民をふやしたいといふ村長の思いを実現するためには、どうい  
つた公開性、それと広聴、差し支えないだけの経過説明、これを重ねていかない限りは、本来  
の村の大事な事業として、みんなが片棒を担ぐといふところにならないと思ひますが、村長、  
いかがでしょう。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 関根議員のお話のとおりだと思ひます。ここでうやむやにして作戦を  
練っているのではなく、今までの情報を公開し、問題意識を共有して、新たに、じゃ違う方  
向で、違う観点で何とかならないのかといふ、どういふ意識を持たせるのも必要かと思ひま  
す。どういふことで、ぜひ早い機会に、今までの経過ともちろん策定委員会のお話の内容、  
職員での内容、どういふのを公開しながらご協力いただければなと今考えております。あ

りがとうございます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） やはり皆さんで同じものをつくり上げるという基本的な、第4次振興計画にもありますとおり、今は余り協働という言葉使わないらしいんですけども、やっぱり議論を尽くすだけ尽くして、それで皆さん、慎重論も賛成論も反対論も将来の村をやっぱり大事に思うからでありますので、どうか議論を尽くして、そして同じ方向を向けるような、新しい次世代の子供や孫に残せるような、そのような事業を展開できることを希望しまして、2つの一般質問を終わります。

ご答弁ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） これで一般質問は終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

（午後 2時48分）

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時54分）

---

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第4、報告第4号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本件について報告を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、報告第4号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

本村の財政指標はいずれも健全化基準値を下回っており、資金運用面では問題なく健全なる経営をされている内容であります。

以上で報告第4号の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） ここで、平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告をお願いします。

代表監査委員、根本一美君。

〔代表監査委員 根本一美君 登壇〕

○代表監査委員（根本一美君） 皆さん、こんにちは。

議案書の2ページ、平成28年度健全化判断比率審査意見書と、3ページの平成28年度資金不足比率審査意見書についてを、監査委員を代表し、ご説明申し上げます。

最初に、2ページの平成28年度健全化判断比率審査意見書であります。

1の審査の概要につきましては、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

2の審査の結果であります。

まず、(1)は総合意見であります。この内容は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

図表の①、②、④につきましては、ハイフンが記載されております。①の実質赤字比率欄と②の連結実質赤字比率欄は、いずれも黒字決算のため算出されませんので、ハイフンであらわしております。④の将来負担比率につきましても、比率が算定されないためハイフンであらわしております。

③の実質公債費比率は5.3%と算出され、平成27年度との比較では0.3ポイント上回りましたが、早期健全化基準25%を大きく下回り、健全財政であることを示しております。

(2)の個別意見は、上の図表の説明であります。

(3)の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

次に、3ページの平成28年度資金不足比率審査意見書であります。

1の審査の概要につきましては、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

対象となる特別会計は、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計であります。

2の審査の結果であります、(1)の総合意見といたしましては、審査に付された公営企業における実質収支の状況で、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

(2)の個別意見であります、簡易水道事業特別会計及び集落排水事業特別会計のいずれの会計も黒字決算であり、経営健全化基準の20%を下回っておりますので、図表ではハイフンであらわし、良好な状態であることを示しております。

(3)の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上、報告といたします。

○議長(星 一彌君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(星 一彌君) 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の報告を終わります。

---

◎議案第71号～議案第72号の上程、説明

○議長(星 一彌君) 日程第5、議案第71号 鮫川村振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例から日程第6、議案第72号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例までの2議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長(星 一彌君) 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) それでは、議案第71号、議案第72号の2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第71号 鮫川村振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書4ページをお開き願います。

この条例は、鮫川村振興計画審議会設置条例において、昨年度に検討を加えてきておりま



した組織機構改革により、今年度から課の改編が行われたことに伴い、審議会の庶務を企画調整課から総務課に改めるものであります。

次に、議案第72号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

本案は、鮫川村奨学基金に寄附があったため、基金の額と所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

以上で議案第71号、議案第72号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

---

◎議案第73号～議案第82号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第7、議案第73号 平成28年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16、議案第82号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

[議会事務局長朗読]

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第73号から議案第82号までの10議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

決算の事業費内訳等につきましては、別冊平成28年度一般会計特別会計歳入歳出決算書並びに主要施策の成果及び予算執行の実績をごらんいただきたいと思います。

初めに、議案第73号 平成28年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

議案書の6ページ、決算書の6ページをお開き願います。以下、決算書で説明を申し上げます。

決算書の6ページです。

歳入総額が35億5,386万2,303円、歳出の総額は33億9,526万19円であり、歳入歳出差引残

額は1億5,860万2,284円となっております。このうち繰越明許費が3,460万7,000円で、単年度収支額は1億2,399万5,284円の黒字となりました。

7ページです。

歳入の主なものをご説明いたします。

1款村税2億8,747万2,763円は、前年度と比べますと1,357万7,684円の増となっております。個人村民税、法人村民税、固定資産税、軽自動車税の増収によるものであります。

8ページです。

2款地方譲与税4,200万7,000円は、前年度と比較いたしますと1.2%の微増となっております。

6款です。地方消費税交付金5,529万7,000円は、前年度と比較しますと1,026万4,000円、率にして15.6%の減となっております。

9ページです。

9款です。9ページ、9款、中ごろです。地方交付税18億5,990万7,000円は、前年度と比較いたしますと7,736万9,000円、約4%の減となっております。これは普通交付税で総額抑制による減額であり、特別交付税、震災復興特別交付税の減額は交付対象となる事業の減に伴うものであります。これは東白衛生組合の建設費の負担金の減であります。

12ページをお開きください。12ページです。

13款国庫支出金であります。2億4,159万6,993円は、前年度と比較しますと1億4,465万3,484円、37.5%の減となります。これは公共土木施設災害復旧事業国庫負担金や社会資本整備総合交付金、農業基盤整備促進事業費補助金などの減によるものであります。

14ページをお開きください。

14款県支出金です。3億5,391万1,427円は、前年度と比較しますと8,510万9,779円の減となっております。これは福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業や、緊急雇用創出基金事業と除染対策事業費交付金事業が終了したこと及び地域創生総合支援事業費、東日本大震災農業生産対策交付金等の減によるものであります。

19ページです。19ページをお開き願います。

17款です。19ページ、17款繰入金です。2億1,828万8,139円ではありますが、前年度と比較いたしますと1,750万3,577円の増であります。これは特別会計繰入金が減少し、さらに基金繰入金のうち福祉基金から繰入金が皆減、東日本大震災復興基金繰入金、公有施設整備基金が減となったのに対し、財政調整基金からの繰入金が増となったことによるものであります。

20ページです。次のページをお開きください。

18款繰越金です。下のほうです。18款繰越金は1億5,421万5,175円ではありますが、前年度と比較いたしますと2,238万6,815円の増であります。これは前年度決算剰余金繰越金の増によるものであります。

21ページです。

19款諸収入は5,689万1,920円ではありますが、前年度と比較いたしますと3,287万1,269円の減であります。これは消防団団員安全装備品整備等助成事業や後期高齢者医療広域連合市町村負担金精算金、公営住宅火災共済給付金が皆減になったこと等によるものであります。

23ページをお開きください。

20款の村債です。村債は1億9,180万円は、前年度と比較しますと全体として8,950万円の減で31.8%の減となりました。

続きまして、歳出の決算額をご説明申し上げます。

25ページをお開き願います。

2款総務費です。25ページ、2款、下のほうです。2款総務費の1項総務管理費、28ページの5目財産管理費をごらんください。

28ページ、総務費の中の5目の財産管理費です。

25節積立金4億5,193万4,078円ですが、これは財政調整基金に6,300万円、教育施設整備基金に1億3,100万円、公有施設整備基金に2億2,300万円、福祉基金に3,000万円余りを積み立てたものであります。

同じく6目企画費です。

29ページです。

13節委託料3,183万6,789円ですが、そのうち景観保全活動実証試験に518万4,000円、移動通信用通信設備設計監理業務に529万2,000円、地方公共団体情報セキュリティ強化対策業務に1,357万8,245円などであります。

同じく15節工事請負費2,789万3,160円の内訳は、移動通信用鉄塔施設整備工事に2,516万4,000円、湯の田地区の建屋新築工事に203万3,640円、これは27年度の繰越分であります。

31ページをお開きください。

31ページ、同じく9目の臨時福祉給付金給付事業費、19節負担金、補助及び交付金1,417万8,000円で、臨時福祉給付金で244万8,000円、ほかに年金生活者等支援臨時福祉給付金で、平成28年度中に65歳以上になる方に対し1人3万円で合計1,173万円給付したものであります。

す。これは27年度分の繰り越し分です。

36ページをお開きください。

同じく7項地方創生費です。地方創生費、1目地域づくり推進事業費1,238万5,187円。2目地域資源活用交流事業費に1,562万7,776円は、鮫川村総合戦略の主要施策の実現に向けた各プロジェクト事業に支出をしたものであります。

37ページです。

3款民生費です。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、13節委託料の村民保養施設指定管理業務1,200万円は、さざり荘の指定管理料であります。

同じく19節負担金、補助及び交付金の村社会福祉協議会活動費補助金2,884万4,000円の支出であります。

同じく28節繰出金6,764万6,016円は、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金であります。

38ページをお開きください。

3目です。下のほうです。3目後期高齢者医療事務費、19節負担金、補助及び交付金4,791万7,410円は、福島県後期高齢者医療広域連合への負担金であります。

同じく4目介護保険事務費、39ページになります。

28節繰出金7,220万1,480円は、介護保険特別会計への繰出金であります。

同じく5目障害者福祉費、20節扶助費9,471万2,616円のうち重度心身障害者医療費803万8,336円、障害者自立支援給付費8,255万1,703円を支出しております。

同じく2項児童福祉費、40ページ、2目児童措置費5,261万8,896円のうち、20節扶助費で児童手当として5,224万5,000円を支出しました。

同じく4目保育園費、5目こどもセンター費に合わせて1億2,737万2,669円を支出しております。

42ページをお開きください。

4款衛生費です。1項保健衛生費、1目保健衛生費総務費、43ページです、20節扶助費で医療費助成費の乳幼児から妊産婦医療費に合わせて1,041万2,833円を支出しております。

同じく28節繰出金で、医療費助成費として乳幼児から妊産婦医療費まで196万6,146円を支出しております。

44ページをお開き願います。

44ページ、4目環境衛生費です。45ページです。19節です。19節負担金、補助及び交付金

の1億5,367万3,000円のうち東白衛生組合・東白斎苑運営費負担金としては1億4,831万7,000円、このうち東白衛生組合の基幹的設備改良事業費の建設費分の負担金が含まれております。

同じく28節繰出金7,146万5,000円は、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計への繰出金であります。

6目保健センター費、46ページです。次のページです。6目保健センター費、13節委託料1,332万4,816円のうち住民健診分は、健康増進事業からがん検診まで合わせて1,225万9,646円となっております。平成28年度の受診率は皆様関係者の努力により目標を超え70.3%を達成することができました。

6款農林水産業費の1項農業費です。47ページです。2目農業総務費、13節委託料のうち1,600万円は、農産物直売所、堆肥センター等の施設指定管理業務の委託料であります。

48ページをお開き願います。

3目農業振興費、13節委託料のうち米の放射性物質全量全袋検査業務に1,221万9,120円を支出しております。

49ページです。

同じく19節負担金、補助及び交付金のうち、東日本大震災農業生産対策交付金として自給飼料組合に飼料生産機械導入のために518万4,000円、青年就農給付金として2名の新規就農者に対し300万円を支出しております。

50ページです。

同じく6目農地費、15節工事請負費3,793万3,920円のうち、蕨地区農道改良工事に3,103万4,880円、大久保地区農道舗装工事に689万9,040円を支出しております。

52ページです。

同じく10目の多目的機能維持支援費、19節負担金、補助及び交付金で、多面的機能支払事業費に1,895万9,675円、中山間地域等直接支払交付金に9,225万9,384円を支出しております。

同じく2項林業費、1目林業総務費の13節委託料のうち、53ページです、ふくしま森林再生事業の森林整備等事業計画のうち年度別計画作成業務に2,029万4,280円、同意の取得業務に604万4,760円、森林整備事業に対して8,280万9,000円を支出しております。

同じく2目林業振興費、13節委託料1,015万2,000円のうち、林道台帳平面図作成業務に918万円、鉾木田地区治山施設測量設計業務に97万2,000円を支出しております。

同じく15節です。工事請負費764万6,400円は、本坂地区治山施設工事に支出したものであ

ります。

54ページをごらんください。

7款1項商工費、1目商工業振興費、19節負担金、補助及び交付金のうち1,602万9,770円は、県企業誘致推進協議会負担金を除き商工会指導職員設置事業費ほか商工会関係に対して支出した補助金であります。

同じく3目観光費、55ページです、13節委託料のうち105万円8,400円は登山道として借り受けしております国有林のうち、朝日山西口登山道の測量業務の委託料であります。

8款土木費、56ページです。2項、次のページです。2項道路橋りょう費、57ページ、2目道路新設改良費、15節工事請負費6,147万7,160円は、村道江堀・那倉線ほか舗装補修工事、村道新宿・古殿線舗装工事、舗装の修理工に工事を施工した費用であります。

58ページをお開きください。

3項住宅費です。2目住宅建設費、13節委託料456万7,320円は、水口住宅造成工事測量設計業務委託料であります。

同じく17節公有財産購入費252万806円は、借地でありました住宅用地について定住促進住宅用地として村で購入したものであります。

9款消防費です。59ページです。1項消防費、2目消防施設費、18節備品購入費の消防ポンプ自動車1台1,922万4,000円は、2分団3部の水口地区に配備している消防ポンプ自動車の更新を行ったものであります。

60ページをお開きください。

10款教育費です。1項教育総務費、61ページです、2目事務局費、15節工事請負費1,063万5,840円は鮫川小学校の電話設備、西側通路舗装工事、トイレの改修工事等に要した費用であります。

次、62ページです。

19節負担金、補助及び交付金2,863万8,960円のうち、平成28年度から新たに高校生通学支援金1,140万円、修明高校鮫川校村外生徒通学支援金に442万8,000円を支出しております。

次、2項小学校費、63ページお願いします。2目教育振興費、18節備品購入費のうち、64ページです、中ほど下のほうです。スクールバス1台購入費として1,544万4,000円を支出しております。これは村内6路線を走るスクールバスのうち西山線のバスの更新を行ったものであります。1,544万4,000円であります。

次、67ページをお開きください。

同じく 5 項社会教育費です。68ページ、2 目公民館費、次の69ページ、15節工事請負費 367万2,000円は、公民館のトイレ改修工事、大集会室のエアコン設置工事を行ったものであります。

次、70ページです。70ページの中ほどです。

同じく 6 項保健体育費、2 目体育施設費、13節委託料の1,073万2,785円は、体育施設の指定管理料であります。

同じく 15節工事請負費1,607万2,560円は、富田村民体育館のトイレ設置工事及び渡瀬村民体育館の解体工事費であります。

次、11款です。11款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費、1 目現年度土木施設災害復旧費、15節工事請負費1,596万7,800円は、平成28年 8 月、台風 9 号による災害復旧事業 3カ所分の工事費です。

同じく 2 項農林水産業施設災害復旧費、72ページです、1 目現年度農業施設災害復旧費、15節工事請負費の農地等災害復旧工事2,556万1,440円は、28年 8 月、台風 9 号により被災した農地等19カ所の復旧工事です。

次、77ページをお開き願います。

基金に関する調書です。

1 番目の財政調整基金は、繰り出し分としてこどもセンター運営事業所ほか 4 事業に 1 億 8,200万円を繰り出し処分しましたが、積立金として平成28年度一般会計決算の剰余金など 6,364万437円を積み立てしましたので、決算年度末の現在高では 7 億6,727万6,595円となったものであります。

2 番目の教育施設整備基金は、繰り出し処分として小学校の施設整備事業費に1,050万円を繰り出しましたが、特別積立金、利子積立金合わせて 1 億3,191万7,012円を積み立て、決算年度末現在高は 2 億138万2,058円となっております。

78ページをお開き願います。

8 番の福祉基金です。福祉基金においては今回繰り出し処分はありませんでしたが、特別積立金、利子積立金合わせて3,002万8,348円を積み立てしましたので、決算年度末現在高では 1 億2,637万104円となっております。

79ページ、12番です。

ふるさとづくり基金は、小学校教育支援事業費に120万円を繰り出し、新たな寄附金250万 2,038円を積み立ていたしまして、決算年度末現在高で3,129万8,618円となっております。

15番です。公有施設整備基金においては、公民館施設改修事業のほか3事業に1,470万円を繰り出し処分しました。積立金は特別積立金ほか財産売払収入と2億2,374万5,527円を積み立てし、決算年度末現在高は7億376万888円となっております。

これで一般会計は終わります。

次に、議案第74号です。平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

決算書の82ページから85ページをごらんください。

歳入総額は5億8,911万9,897円、歳出総額は5億6,073万2,190円で、差し引き残額は2,838万7,707円となっております。

歳入の主なものです。86ページからです。

国民健康保険税の収入済額8,926万3,200円は、前年度と比較しますと276万3,200円の増であります。これは国保会計を賄うため税率の引き上げをせざるを得ない結果が主な要因であります。

87ページ、次のページをお開きください。

5款の県支出金です。2項県補助金、1目1節財政調整交付金3,570万3,000円のうち550万円は、国保税の完納による交付金であります。完納交付金550万円もらえました。

88ページ、8款の繰入金です。

1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金5,055万6,977円、2節保健基盤安定繰入金は1,905万5,185円となっております。

歳出です。

92ページ、2款の保険給付費です。総額2億9,819万8,268円は、前年度と比較しますと266万4,386円の減で0.89%の減額となっております。

98ページ、財産に関する調書をごらんください。98ページです。

2番の基金です。（1）の保険給付費支払準備基金ですが、平成27年度において前年度決算剰余金1,527万5,000円等を積み戻ししましたので、決算年度末現在高は1,568万5,507円となっております。

続きまして、議案第75号です。平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

99ページと100ページをごらんください。

歳入の決算総額が6,750万9,078円、歳出の決算総額が6,161万8,554円で、歳入歳出差引残



額は589万524円となっております。

歳入です。

101ページです。

1 款の診療収入は4,070万7,764円です。前年度と比較しますと9%の減となっております。

歳出です。

103ページです。

1 款総務費は4,115万5,506円、104ページの2 款医業費は2,046万3,048円となっております。

次に、議案第76号です。平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

107ページ、108ページをお開きください。

歳入総額が1億5,433万4,698円、歳出総額が1億4,902万7,943円、歳入歳出差引残額が530万6,755円となっております。

歳入の主なものです。

109ページをごらんください。

2 款使用料及び手数料は2,432万4,249円で、4 款繰入金の一般会計繰入金は4,763万7,000円となっております。

歳出です。

111ページをお開きください。

2 款施設費、次のページです、2 項1 目施設整備費、15 節工事請負費6,881万7,160円は鉾木田配水池整備工事で、うち3,600万1,360円分は27年度からの繰越分であります。

3 款公債費です。公債費は4,763万5,983円となっております。

次に、議案第77号です。平成28年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

116ページ、117ページをお開きください。116ページ、117ページです。

歳入総額が1,163万4,238円、歳出総額が973万1,486円で、歳入歳出差引残額が190万2,752円となっております。

118ページ、歳入です。

1 款使用料及び手数料の運行収入は535万3,630円、3 款繰入金の一般会計繰入金は400万円となっております。

119ページ、歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目村営バス事業費は964万4,286円です。

次に、議案第78号 平成28年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定です。

123ページ、124ページをお開き願います。

歳入総額が3,509万4,734円、歳出総額が3,211万5,876円で、歳入歳出差引残額が297万8,858円であります。

次のページ、125ページです。

歳入です。

2 款使用料及び手数料は952万6,450円、3 款の一般会計繰入金は2,382万8,000円となっております。

126ページ、歳出です。

1 款施設費は978万8,886円、2 款公債費は2,232万6,990円となっております。

次に、議案第79号 平成28年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定です。

130ページ、131ページをお開き願います。

歳入総額が4億3,544万1,473円、歳出総額が4億2,664万5,367円、歳入歳出差引残額が879万6,106円となっております。

133ページをごらんください。歳入です。

1 款保険料は6,663万7,440円、前年度と比較いたしますと213万7,880円の増となっております。

3 款国庫支出金は1億1,988万1,946円、4 款支払基金交付金は1億858万7,206円となっております。

歳出です。歳出は137ページをごらんください。

2 款保険給付費の総額は3億8,988万3,205円で、前年度と比較いたしますと153万5,064円の減となっております。

次に、議案第80号です。平成28年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定です。

144ページ、145ページをお開きください。

歳入総額が1,553万5,670円、歳出総額が1,207万2,308円で、歳入歳出差引残額が346万3,362円となっております。このうち繰越明許費が196万3,000円で、繰越額は150万362円となりました。

146ページの歳入です。

1 款使用料及び手数料は420万9,030円です。

2 款繰入金の一般会計繰入金は900万円となっております。

147ページ、歳出です。

1 款総務費、1 項施設管理費は1,207万2,308円となっております。

次に、議案第81号 平成28年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定であります。

150ページ、151ページをお開きください。

歳入総額が1億307万2,088円、歳出総額が1億284万9,349円、歳入歳出差引残額が22万2,739円となっております。

152ページ、歳入です。

1 款分担金及び負担金ですが、古殿町からは5,944万1,162円を負担いただいております。本村の運営費負担に相当する2 款繰入金の一般会計繰入金が2,670万1,534円及び4 款諸収入、1 項納付金、1 目給食費給付金が1,554万2,996円、合計4,224万4,530円となっており、古殿町から58.5%、鮫川村から41.5%の負担割合となっております。

次に、議案第82号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を説明申し上げます。

158ページ、159ページをごらんください。

歳入総額が3,424万70円、歳出総額が3,417万3,585円で、差引残額が6万6,485円となっております。

160ページの歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料1,938万1,500円、2 款繰入金の一般会計繰入金1,474万7,438円となっております。

162ページの歳出です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は3,313万4,138円となっており、前年度と比較いたしますと85万2,038円の減となっております。

平成28年度の一般会計歳入総額35億5,386万2,303円、特別会計の歳入総額が14億4,598万1,946円で、一般会計と特別会計合わせますと49億9,984万4,249円で、前年度と比較しますと4億2,266万34円、率にして7.8%の減となっております。

歳出総額は一般会計で33億9,526万19円、特別会計が13億8,896万6,658円となっており、一般会計と特別会計合わせますと歳出合計額が47億8,422万6,677円で、前年度と比較いたし

ますと 3 億 8,264 万 6,821 円、率にして 7.4% の減となりました。

以上で議案第 73 号から 82 号までの 10 議案についての提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

---

#### ◎監査報告

○議長（星 一彌君） ここで、平成 28 年度 鮫川村 一般会計 歳入歳出決算及び特別会計 歳入歳出決算について、決算審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告をお願い申し上げます。

代表監査委員、根本一美君。

〔代表監査委員 根本一美君 登壇〕

○代表監査委員（根本一美君） それでは、議案書の 7 ページから 11 ページでございます。

それでは、平成 28 年度 鮫川村 一般会計及び特別会計 歳入歳出決算審査意見書についてを、監査委員を代表し、ご説明申し上げます。

第 1 の審査の実施根拠であります、地方自治法第 233 条第 2 項の規定による決算審査であります。

第 2 の審査の概要であります、1 の審査の対象といたしましては、（1）の平成 28 年度 鮫川村 一般会計 歳入歳出決算から（2）から（10）までの 9 つの特別会計 歳入歳出決算並びに（11）の平成 28 年度 各種基金の運用状況を審査の対象といたしました。

2 の審査の期間であります、平成 29 年 8 月 23 日から 8 月 31 日までの 5 日間行いました。

3 の審査の手続であります、この決算審査に当たりましては、村長から提出された各会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各種基金の運用状況を示す書類についてを、関係法令に準拠して調製されているか、また財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類を点検照合するとともに、関係各課の説明を聴取し審査手続を実施したものであります。

第 3 の決算の概要であります、1 の各会計の総括では、平成 28 年度 歳入歳出決算の総額は、一般会計と 9 つの特別会計を合算しますと、歳入総額が 49 億 9,984 万 4,249 円で、歳出総額は 47 億 8,422 万 6,677 円であり、歳入歳出差引額は 2 億 1,561 万 7,572 円であります。

2 の一般会計 歳入歳出決算額は、歳入総額 35 億 5,386 万 2,303 円で、歳出総額 33 億 9,526 万 19 円であり、歳入歳出差引額は 1 億 5,860 万 2,284 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は、

繰越明許費繰越額3,460万7,000円を差し引いた1億2,399万5,284円が29年度への繰越額となるものであります。

次に、8ページであります。このような厳しい財政状況の中で自立の村づくりに向けて、適正な財政運営の効率化を図り、実質収支額が黒字決算になったことに対し敬意を表するところであります。

主な事業といたしまして、株式会社NTTドコモとKDDI株式会社の携帯電話エリア整備工事から、中山間地域等直接支払交付金事業、米の全量全袋検査推進事業、藪地区農道改良工事、大久保地区農道舗装工事、山口、官代、二本田、大塩地区の森林再生事業、本坂地区の治山施設工事、新宿・古殿線の舗装補修工事、江堀・那倉線の舗装補修工事、固定資産台帳の基礎資料を作成するための財産台帳の整備、また高校生通学支援事業、鹿角平天文台リニューアル事業、農村景観保全事業など、国・県の補助金を積極的に導入し、自主財源が厳しい中、第4次振興計画の基本理念である「つながりで支え輝く村づくり」の実現に努め、また村税においては、昭和32年以来60年間継続完納は評価に値するところであります。

以下、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

9ページの中ほど、3、国民健康保険特別会計（事業勘定）から10ページの12、基金会計につきましても、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

10ページの第4、審査の結果であります。

審査に付されました一般会計及び9つの特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、各種の基金運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りが無いものと認めました。

全会計が黒字で翌年度に引き継いだことは大変喜ばしいことであり、今後も引き続き効果的な財政運営に徹し、村民が笑顔で元気に楽しく生活でき、長生きできるよう各種事業の推進に努めていただきたい。

以上により、平成28年度鮫川村一般会計及び9つの特別会計の決算は正当であるものと認めるものであります。

以上をもちまして、平成28年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 以上で代表監査委員の報告は終わりました。

◎議案第83号～議案第92号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第17、議案第83号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）から日程第26、議案第92号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの10議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第83号から議案第92号までの10議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第83号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）についてのご説明です。

議案書の21ページから24ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをお開き願います。事項別明細書は1ページです。

補正前の予算額31億1,486万円に対し、今回1億7,712万5,000円を増額し、補正後の予算総額を32億9,198万5,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の2ページをごらん願います。

主なものをご説明申し上げます。

1款村税、1項村民税、1目個人村民税、2節滞納繰越分63万1,000円は、平成27年度個人村民税の納税組合外の方に係る未納分であります。

9款1項1目1節地方交付税3,000万円は、平成29年度普通地方交付税額の決定によるものであります。

3ページです。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金850万1,000円の減額は、地域介護・福祉空間整備推進事業交付金で、高齢者総合福祉センターの防火施設整備のための財源を見込んでおりましたが、この事業が不採択になったことによる

減額分であります。

同じく 5 目総務費国庫補助金、1 節総務費補助金の160万8,000円の増額は、社会保障・税番号制度システム整備費28万8,000円と個人番号カード交付事業費136万円分であります。

14款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金、1 節総務管理費補助金104万4,000円の減額は、携帯電話等エリア整備事業費の事業費枠確定による減額であります。

同じく 4 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金のうち東日本大震災農業生産対策交付金1,154万6,000円は、有限会社関根ファーム及び株式会社あさひファームに対する県費のかさ上げ分であります。

16款 1 項寄附金、1 目総務費寄附金、1 節地域振興費寄附金のふるさとづくり寄附金91万9,000円は、4 月からの寄附金13件分であります。

ほかに 2 目 1 節教育費寄附金100万円の寄附 1 件であります。

4 ページをお開きください。

17款繰入金、1 項特別会計繰入金、2 目 1 節の介護保険特別会計繰入金109万7,000円の増額は、平成28年度介護給付費村負担金の精算による一般会計の繰入金であります。

同じく 2 項基金繰入金、5 目 1 節公有施設整備基金繰入金3,650万円は、高齢者総合福祉センター施設改修事業及び手・まめ・館の屋外トイレ整備事業費に充てるための基金からの繰入金であります。

18款繰越金の前年度繰越金は1 億399万5,000円の増額であります。平成28年度の決算剰余金で、補正後の額は1 億2,399万5,000円となります。

5 ページをお開きください。

20款 1 項村債ですが、議案書の24ページ、第 2 表地方債補正表もあわせてごらんください。議案書は24ページです。

1 目 1 節の辺地対策事業債は、スクールバスの整備事業債20万円の減額です。

同じく 2 目 1 節の過疎対策事業債は、高齢者総合福祉センター改修事業債が20万円、過疎地域自立促進特別事業債70万円を減額するものであります。

同じく 5 目 1 節臨時財政対策債10万円は、発行可能額の決定によるものであります。

6 ページをお開き願います。

歳出です。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、11節需用費の修繕料は、庁舎内のトイレの水道、そしてエアコン、エレベーターの修繕に要する費用であります。

同じく 5 目財産管理費、13節委託料82万8,000円は、平成27年度から28年度まで村で取得した土地、建物及び工作物を調査し、固定資産台帳に反映させるための業務委託料であります。

同じく17節公有財産購入費235万円は、中心地域ににぎわいを取り戻すための事業の用地として取得する土地の購入費であります。

同じく25節積立金の財政調整基金6,196万1,000円の増額は、法の定めにより決算剰余金の2分の1の額を財政調整基金に積み立てるもの及び4月からふるさとづくり寄附金を基金に積み立てするものであります。

6 目の企画費、13節委託料172万2,000円のうち、7 ページです、庁内通信網再設置業務72万円は、情報セキュリティ強靱化事業に伴うネットワークケーブルを一部再設置するものであります。

同じく移動通信用鉄塔施設設計監理業務57万円は、今年度建設を予定している移動通信用鉄塔建設工事の4カ所のうち、蕨平地区の鉄塔施設の設計監理業務委託料であります。同じ鉄塔ではちょっと背が短いようで、ちょっと建屋が高くなります。

同じく15節工事請負費897万3,000円のうち、光ファイバーケーブル支障移転工事64万3,000円は、余所内地内のN T T柱の撤去に伴う光ファイバーケーブルの移転工事費であります。

同じく移動通信用鉄塔施設整備工事費833万円は、蕨平地区の鉄塔施設建設の工事費であります。

同じく 9 目臨時福祉給付金給付事業費、23節償還金、利子及び割引料116万7,000円は、平成27年度臨時福祉給付金給付事業費精算による償還金であります。

同じく 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、13節委託料324万円は、マイナンバーカード等の記載事項の充実に伴うシステム改修業務委託料で、委託してやります。

9 ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、5 目障害者福祉費、13節委託料75万6,000円は、障害者自立支援給付支払等システムの改修業務の委託料であります。

同じく 2 項児童福祉費、5 目こどもセンター費、15節工事請負費の98万9,000円は、こどもセンターの園庭の遊具の移転及びブランコ周辺の危険防止柵の新設のためのものであります。遊具の移転をしなくてはならないブランコ等の危険防止柵の設置の費用であります。98万9,000円です。



10ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、19節負担金、補助及び交付金136万5,000円は、東白衛生組合・東白斎苑運営費のうち基幹的設備改良事業による施設改修工事に対し、平成28年度事業において年度間調整により国庫補助金の調整を行ったため、29年度分の負担金が増加になるための増額であります。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、13節委託料38万9,000円及び15節工事請負費2,839万9,000円の増額は、手・まめ・館建屋の屋外トイレの建築工事のための費用であります。

同じく3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金のうち東日本大震災農業生産対策交付金1,154万6,000円の増額は、有限会社関根ファーム及び株式会社あさひファームに対する国庫補助金に対する県費分のかさ上げによる増額であります。

11ページです。

7款1項商工費、4目鹿角平観光牧場費、15節の工事請負費78万9,000円は、天文台望遠鏡制御機器の修繕及びバンガロー用の自動火災警報設備設置工事、バンガローに自動火災警報器がつかっていなかったそうです。これが消防法の改正により火災警報器を設置しろということで、工事費であります。

12ページです。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、15節工事請負費500万円の増額は、道路河川の維持補修工事のためのものです。

同じく3項住宅費、1目住宅管理費、11節需用費の修繕料92万円は、村営住宅の修繕に要するものであります。

13ページです。

10款教育費です。1項教育総務費、2目事務局費、28節繰出金100万円は、寄附金100万円について奨学基金会計に繰り出すものであります。

14ページです。

13款の予備費ですが、今回3,466万3,000円を増額補正し、補正後の予算額を4,199万5,000円とするものであります。

続いて、特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

議案第84号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の25ページ、26ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の18ページをお開き願います。

補正前の予算額5億4,180万円に対しまして、今回2,417万2,000円を増額し、補正後の予算総額を5億6,597万2,000円とするものであります。

歳入です。

19ページをお開きください。

9款1項繰越金、2目1節その他繰越金の前年度繰越金は2,346万3,000円の増額で、補正後の予算額は2,838万7,000円となります。

歳出です。

20ページです。

2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費、19節負担金、補助及び交付金300万円は、支出見込みによる増額であります。

同じく2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費、19節負担金、補助及び交付金60万円も支出見込みによるものであります。

22ページをお開きください。

9款1項基金積立金、1目国保基金積立金、25節積立金の保険給付費支払準備基金1,438万3,000円の増額は、前年度繰越金を条例の定めにより保険給付費支払準備基金に基金として積み立てするものであります。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目一般被保険者償還金、23節償還金、利子及び割引料588万9,000円は、平成28年度の療養給付費等負担金の確定による返還金であります。

次に、議案第85号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）についてのご説明であります。

議案書の27ページ、歳入歳出事項別明細書は25ページをお開きください。

補正前の予算額6,583万8,000円に対し、今回529万円を増額し、補正後の予算総額を7,112万8,000円とするものであります。

歳入です。

次のページです。26ページをお開きください。

4款1項1目1節繰越金の前年度繰越金は529万円の増額です。

歳出です。

3款1項1目予備費は、当初予算40万円に対し、490万9,000円を増額補正し、補正後の予算額を530万9,000円とするものであります。

次に、議案第86号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

事項別明細書は29ページをお開き願います。

補正前の予算総額1億2,341万4,000円に対しまして、今回500万6,000円を増額し、補正後の予算総額を1億2,842万円とするものであります。

歳入です。これは30ページ、次のページをお開き願います。

5款1項1目1節繰越金の前年度繰越金500万6,000円は、平成28年度決算による増額補正後の予算額を530万6,000円とするものであります。

議案書31ページ、第2表地方債補正もあわせてごらんください。

7款1項村債、1目1節簡易水道事業債は、鉾木田配水池整備事業債150万円の増額であります。

同じく2目1節過疎対策事業債の鉾木田配水池事業債は150万円の減額となります。

歳出です。

4款1項1目予備費は、当初予算の100万円に対し、477万9,000円を増額補正し、補正後の予算額を577万9,000円とするものであります。

次に、議案第87号 平成29年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

32ページ、33ページ、事項別明細書は34ページをお開きください。事項別明細書の34ページです。

補正前の予算額780万円に対しまして、今回190万1,000円を増額し、補正後の予算総額を970万1,000円とするものであります。

歳入です。

次のページです。35ページをお開きください。

4款繰越金、前年度繰越金は190万1,000円の増額です。

歳出です。

3款1項1目予備費は、当初予算22万7,000円に対し、168万2,000円を増額補正し、補正後の予算額を190万9,000円とするものであります。

次に、議案第88号 平成29年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

申し上げます。

事項別明細書は36ページをお開きください。

補正前の予算額3,275万7,000円に対しまして、今回287万8,000円を増額し、補正後の予算総額を3,563万5,000円とするものであります。

歳入歳出です。

次のページです。37ページをお開き願います。

4款繰越金の前年度繰越金287万8,000円を、歳出において予備費に増額補正するものであります。

次に、議案第89号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

事項別明細書は38ページをお開き願います。

補正前の予算額4億5,814万9,000円に対しまして、今回970万8,000円を増額し、補正後の予算総額を4億6,785万7,000円とするものであります。

歳入です。

次のページです。39ページをお開き願います。

7款繰越金の前年度繰越金は879万5,000円の増額であります。

歳出では41ページです。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、23節償還金、利子及び割引料において、平成28年度介護給付費負担金償還金648万6,000円のほかに1件、合わせまして668万円6,000円を支出し、6款予備費において前年度繰越金のうち166万8,000円を増額するもので、補正後の額は186万8,000円となります。

次に、議案第90号です。平成29年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

事項別明細書は44ページをお開き願います。

補正前の予算額1,170万円に対しまして、今回293万4,000円を増額し、補正後の予算総額を1,463万4,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書45ページをお開きください。

3款1項1目1節繰越金は149万9,000円の増額です。

4款諸収入、2項1目1節雑入の143万5,000円は、東京電力からの損害賠償金であります。

歳出です。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、7 節賃金において153万円を増額補正します。

2 款予備費において107万9,000円を増額するもので、補正後の額は119万6,000円でありま

す。  
次に、議案第91号 平成29年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

事項別明細書は46ページをお開き願います。

補正前の予算額9,835万5,000円に対し、今回22万1,000円を増額し、補正後の予算総額を9,857万6,000円とするものであります。

歳入歳出です。

事項別明細書の47ページです。

3 款繰越金の前年度繰越金22万1,000円を増額補正し、歳出において3 款予備費に増額補正するものであります。

次に、議案第92号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

事項別明細書は50ページをお開きください。

補正前の予算額3,639万円に対し、今回6万5,000円を増額し、補正後の予算総額を3,645万5,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書51ページをごらんください。

3 款繰越金の前年度繰越金は6万5,000円の増額です。

歳出においては、3 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、28 節繰出金で3万7,000円を一般会計に繰り出しし、4 款1 項1 目予備費において2万8,000円を増額補正するものであります。

以上で議案第83号から92号までの10議案の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

---

◎議案第93号～議案第96号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第27、議案第93号 工事請負契約の締結について（村道新宿古殿

線舗装補修工事) から日程第30、議案第96号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について(渡瀬辺地)までの4議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

[議会議務局長朗読]

○議長(星 一彌君) 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長(大樂勝弘君) それでは、議案第93号 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

議案書の44ページをお開き願います。

去る9月4日に村道新宿・古殿線山口工区舗装補修工事の入札を条件付き一般競争入札により実施した結果、株式会社森建設が予定価格5,809万7,520円に対して入札金額が4,748万円で落札いたしました。この金額に8%の消費税を含めた5,127万8,400円で契約するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第94号 工事請負契約の変更についてのご説明を申し上げます。

議案書は45ページをお開き願います。

銚木田配水池施設整備工事を平成29年7月12日に本多設備工業株式会社代表取締役、本多幸雄氏と請負契約をしたところではありますが、この工事について当初計画であった場内敷地を敷砂利で埋め戻しの計画を変更し、配水処理及び場内管理のためアスファルト舗装に変更、同様に管理用道路に転落防止用ガードレールを設置することなど、同工事及び工種の変更を行うため、請負契約額を変更するものであります。683万8,560円を増額し、変更後5,219万8,560円に変更となる案件であります。

次に、議案第95号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

議案書の46ページ、47ページをお開き願います。

戸草辺地の総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、移動通信用基地局施設（大竹地区）の事業費の変更を行うもので、1,540万6,000円から1,501万4,000円に変更するものであります。

次に、議案第96号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

議案書の48ページ、49ページをお開き願います。

渡瀬辺地の総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、移動通信用基地局施設（田尻地区）であります。この事業費を1,550万6,000円から1,514万4,000円に変更するものであります。

以上で議案第93号から96号までの4議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（星 一彌君） 日程第31、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は、鮫川村議会会議規則第122条の規定に基づき、福島県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に議員の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣について、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、この際、お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合には議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

12日、13日、14日は両常任委員会合同の議案調査をお願いいたします。

14日午前は現地調査を予定しています。

15日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時36分)



第 5 回 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 平成29年第5回鮫川村議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成29年9月15日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第71号 鮫川村振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第72号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第73号 平成28年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について  
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第74号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出  
決算認定について  
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第75号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出  
決算認定について  
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第76号 平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて  
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第77号 平成28年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて  
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第78号 平成28年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて  
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第79号 平成28年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第80号 平成28年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について

質疑・討論・採決

日程第 1 1 議案第 8 1 号 平成 2 8 年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定  
について

質疑・討論・採決

日程第 1 2 議案第 8 2 号 平成 2 8 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて

質疑・討論・採決

日程第 1 3 議案第 8 3 号 平成 2 9 年度鮫川村一般会計補正予算（第 3 号）

質疑・討論・採決

日程第 1 4 議案第 8 4 号 平成 2 9 年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算  
（第 2 号）

質疑・討論・採決

日程第 1 5 議案第 8 5 号 平成 2 9 年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算  
（第 2 号）

質疑・討論・採決

日程第 1 6 議案第 8 6 号 平成 2 9 年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

質疑・討論・採決

日程第 1 7 議案第 8 7 号 平成 2 9 年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）

質疑・討論・採決

日程第 1 8 議案第 8 8 号 平成 2 9 年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

質疑・討論・採決

日程第 1 9 議案第 8 9 号 平成 2 9 年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

質疑・討論・採決

日程第 2 0 議案第 9 0 号 平成 2 9 年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第 1 号）

質疑・討論・採決

日程第 2 1 議案第 9 1 号 平成 2 9 年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第 2 号）

質疑・討論・採決

日程第 2 2 議案第 9 2 号 平成 2 9 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

質疑・討論・採決

日程第 2 3 議案第 9 3 号 工事請負契約の締結について（村道新宿古殿線舗装補修工事）

質疑・討論・採決

日程第24 議案第94号 工事請負契約の変更について（鉾木田配水池施設整備工事）

質疑・討論・採決

日程第25 議案第95号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（戸草辺地）

質疑・討論・採決

日程第26 議案第96号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（渡瀬辺地）

質疑・討論・採決

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（10名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
6番	京條英征君	7番	前田雅秀君
8番	関根政雄君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
住民福祉課長	鏑木重正君	農林商工課 兼任農業委員会事務局長	村山義美君
地域整備課長	渡邊敬君	教育課長	鈴木守弘君
代 監 査 委 員	根本一美君	会計兼 管理納室 出納室長	古舘甚子君

---

職務のため出席した者の職氏名

議事 局長 齊藤利己

書記 矢吹かおり

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第71号～議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第71号 鮫川村振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例から日程第2、議案第72号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例までの2議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号 鮫川村振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第72号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第73号～議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第3、議案第73号 平成28年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、議案第82号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号 平成28年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第74号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第75号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第76号 平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第77号 平成28年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第78号 平成28年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第79号 平成28年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第80号 平成28年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕



○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第81号 平成28年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第82号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第83号～議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第13、議案第83号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）から日程第22、議案第92号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第83号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第84号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第85号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第86号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第87号 平成29年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第88号 平成29年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第89号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第90号 平成29年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第91号 平成29年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第92号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第93号～議案第96号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第23、議案第93号 工事請負契約の締結について（村道新宿古殿線舗装補修工事）から日程第26、議案第96号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更

について（渡瀬辺地）までの4議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 工事請負契約の締結で、村道新宿・古殿線、これの入札参加業者名、それと舗装補修内容についてお聞かせ願います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） ただいまの9番、前田議員の議案第93号の工事請負契約についてのご説明を申し上げます。

まず、大変皆さんにご迷惑をおかけしました、再度入札になった件であります。8月7日に公告をさせていただきました条件付き一般競争入札で締結を行わせていただきました。工期を平成30年3月23日と決め、平成29年、30年度の福島県の有資格者名簿の当該工事種別で格付等級がAランクの者、そして県内の県南建設事務所管内、そして県中事務所管内に本店、支店の営業所を有する事業所ということで公告をさせていただきました、応札していただきました業者名であります。業者名話したほうがいいですか。

〔「お願いします」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 5社ございました。株式会社森建設、深谷建設株式会社、株式会社福産建設、藤田建設工業株式会社、株式会社キコーの5社であります。予定価格の範囲内におさまった業者が5社で、議決いただきました鮫川村の株式会社森建設が4,748万円、これに消費税8%を加えた金額で落札者と決定させていただきました案件であります。

この工事の内容ですが、舗装工事の修繕工事であります。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第93号 工事請負契約の締結について（村道新宿古殿線舗装補修工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第94号 工事請負契約の変更について（鉾木田配水池施設整備工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第95号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（戸草辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第96号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（渡瀬辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（星 一彌君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から次期議会の会期日程等に関する事項について、議会政策提言検討特別委員長、北條利雄君から政策提言立案のための検討事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第5回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時20分）

上記会議次第は事務局長斉藤利己の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成29年9月15日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 宗 田 雅 之

署 名 議 員 遠 藤 貴 人